

# 千葉市農業概要

令和7(2025)年度版

千葉市経済農政局農政部

## はじめに

千葉市は、首都圏の大消費地に近接する政令市でありながら、農作物の栽培に適した温暖な気候と豊かな農地に恵まれており、市内はもとより首都圏にも新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給しています。また、農業・農村は、景観の形成や環境保全、農業体験・学習の場、交流の場等の多様な機能を有しており、市民にゆとりや憩い、潤いをもたらすなど、重要な役割を果たしています。

しかしながら、本市農業を取り巻く環境は、農業経営者の減少と高齢化、担い手の不足や農地の減少等により持続性が低下するなど大変厳しい状況が続いています。近年では、スマート農業技術の発展や、持続可能な食料システムの構築に向けて国が「みどりの食料システム戦略」を策定するなど、農業を取り巻く環境は日々変化しています。加えて、緊張状態が続く世界情勢の影響を受けた生産資材価格や光熱水費の高騰等の急激な社会情勢の変化が、農業経営に深刻な影響を与えています。

このような状況を踏まえ、本市農業の振興を総合的かつ計画的に推進するための指針として令和5年度に策定した、「千葉市農業基本計画（令和5～令和9年度）」では、「農業の持続性を高め、100年先の未来に農業と食をつなぐ」を基本目標に掲げ、「農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する」、「生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる」、「農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える」の3つの方向性で各種施策を展開しています。

この農業概要は、「千葉市農業基本計画」に掲げる施策の方向性ごとに、令和7年度における各事業の内容を取りまとめたものです。

当概要を、本市農業への理解と関心をさらに深める資料としてお役立ていただければ幸いです。

# 目次

方向性1 農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する	- 6 -
<b>施策1 新規就農の確保</b>	<b>- 6 -</b>
(1) ニューファーマー育成研修事業	- 6 -
(2) 新規就農者向けの補助事業	- 7 -
①青年等就農計画制度	- 7 -
②経営開始資金【補助事業】	- 7 -
③経営発展支援事業【補助事業】	- 8 -
④新規就農地再生支援事業【補助事業】	- 8 -
⑤新規就農希望者研修（令和4年度生の募集をもって終了）	- 9 -
⑥就農準備会	- 9 -
⑦リユース農業施設データ収集提供事業	- 10 -
(3) 次世代向け農育講座の実施	- 10 -
(4) アグリビジネス体験事業（旧農業インターシップ事業）	- 10 -
<b>施策2 地域の中心的な経営体の育成や家族農業経営の支援</b>	<b>- 10 -</b>
(1) 認定農業者制度	- 10 -
(2) 「地域計画」（法定化された「人・農地プラン」）における中心経営体への誘導	- 11 -
(3) 農業継承者経営発展支援事業【補助事業】	- 11 -
<b>施策3 農業法人の参入促進</b>	<b>- 12 -</b>
(1) 農業参入へのワンストップ相談及び法人等農業参入支援会議	- 12 -
(2) 農業労働力確保支援事業【補助事業】	- 12 -
(3) 雇用就農希望者等研修の実施	- 13 -
<b>施策4 優良な農地の確保と意欲ある担い手への集積</b>	<b>- 13 -</b>
(1) 農地法の仕組み	- 13 -
(2) 農業振興地域制度と農用地区域	- 15 -
(3) 農地中間管理事業	- 15 -
(4) 農地銀行活動支援事業【補助事業】	- 16 -
(5) 耕作放棄地整備事業【補助事業】	- 17 -

(6) 農地情報管理の DX 化	- 18 -
(7) 景観形成作物の取組みに対する支援	- 18 -
<b>方向性 2 生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる</b>	<b>- 18 -</b>
<b>施策 1 スマート農業技術等の活用支援</b>	<b>- 18 -</b>
(1) スマート農業の地域の農業者への展開	- 18 -
(2) スマート農業機器、機械の整備助成及びレンタルの実施	- 19 -
<b>施策 2 環境負荷軽減に資する農業技術の振興</b>	<b>- 19 -</b>
(1) 施設園芸における燃油使用量削減の実証実験の実施	- 19 -
(2) 営農型太陽光発電における農業生産技術の研究	- 19 -
(3) 環境と調和した農業の推進	- 20 -
(4) 園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業【補助事業】	- 20 -
(5) 家畜排せつ物の適正な管理	- 20 -
<b>施策 3 高付加価値化と販売・PR力の強化</b>	<b>- 21 -</b>
(1) 食のブランド化の推進	- 21 -
(2) 6次産業化支援事業【補助事業】	- 21 -
(3) 特徴的な農産物の普及	- 21 -
(4) 千葉市食のブランド「千」プロモーション事業支援補助金	- 21 -
(5) 市内産農林水産物を買える、食べられる店の増加と、情報の見える化	- 22 -
①地産地消推進店（つくたべ推進店）登録・PR	- 22 -
②「千葉市つくたべ」の推進	- 22 -
③PRイベントの開催	- 22 -
(6) 農家レストラン開設相談	- 23 -
<b>施策 4 ニーズに合わせた個別支援の充実</b>	<b>- 23 -</b>
(1) 未来の千葉市農業創造事業【補助事業】	- 23 -
(2) 農業金融制度【補助事業】	- 25 -
①農業近代化資金利子補給金	- 25 -
②農業後継者対策資金利子補給金	- 25 -
(3) 営農指導	- 26 -
(4) 優良種苗の供給事業	- 26 -

(5) 飼料用米等拡大支援事業【補助事業】	- 26 -
(6) 家畜伝染病予防対策事業【補助事業】	- 27 -
(7) 優良後継牛確保対策事業【補助事業】	- 27 -
(8) 経営所得安定対策等推進事業【補助事業】	- 27 -
(9) 価格安定対策事業	- 28 -
①千葉市野菜価格安定対策事業【補助事業】	- 28 -
②野菜生産出荷安定事業【補助事業】	- 28 -
(10) 植物防疫対策事業【補助事業】	- 28 -

## 施策5 災害に強い農林業の実現 - 29 -

(1) B C Pの推進及び被害状況把握体制の整備	- 29 -
(2) 収入保険等への加入促進	- 29 -
(3) 災害時貸出用発電機の設置	- 29 -
(4) 森林等の安全対策	- 29 -

## 施策6 農業生産基盤整備 - 30 -

(1) かんがい排水対策事業【補助事業】	- 30 -
(2) 農業用水源対策事業【補助事業】	- 30 -

## 方向性3 農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える - 31 -

### 施策1 都市農地の保全と多様な分野での活用促進 - 31 -

(1) 地産地消の意識醸成と農育、食育の推進	- 31 -
①学校給食生産者出張授業	- 31 -
②学校給食への市内産農産物の供給	- 31 -
(2) 市民農園整備事業【補助事業】	- 31 -

### 施策2 都市と農村の交流促進 - 32 -

(1) いずみグリーンビレッジ事業	- 32 -
①富田さとにわ <sup>こうえん</sup> 耕園【施設】	- 32 -
②下田農業ふれあい館【施設】	- 32 -
③中田やつ <sup>こうえん</sup> 耕園【施設】	- 32 -
④農政センター	- 32 -

⑤地域資源の活用	- 33 -
(2) 農政センターのコミュニケーションエリアとしての活用検討	- 33 -
(3) ふるさと農園	- 33 -
<b>施策3 農村環境や森林環境の整備・保全</b>	<b>- 33 -</b>
(1) 有害鳥獣対策事業【補助事業】	- 33 -
(2) 多面的機能支払【補助事業】	- 34 -
(3) 里山地区の指定	- 35 -
(4) 優良森林整備事業	- 35 -
県単森林整備事業【補助事業】	- 35 -
(5) 森林ボランティア	- 35 -
(6) 林業体験教室	- 36 -
<b>【参考資料】</b>	<b>- 37 -</b>
[参考Ⅰ] 千葉市の農業概要	- 37 -
[参考Ⅱ] 統計資料	- 44 -

## 方向性 1 農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する

### 施策 1 新規就農の確保

#### (1) ニューファーマー育成研修事業

地域の担い手となる新規就農者（後継者を含む）を育成するため、生産の基礎から経営的視点の育成までを一貫した総合的な研修として実施しています。

具体的には、既に営農意欲を持ち、農業を学び始めている 40 代以下の青年を対象に、これまで学んだ農業経営や生産技術をリニューアルされた農政センター内の栽培施設をインキュベーションファームとして模擬的に経営を実践するとともに、技術や経営を軸とした講義による専門知識や農業現場での技術指導により、営農実践に役立つノウハウを習得します。また、担い手として営農していくためには、地域の農業者との結びつきも重要であることから、新たに地域の農業者のもとでの研修も充実させることで、より経営力を有し地域をけん引する農業者としての人材を育成します。

#### ○コース別の研修概要

コース名	アドバンスコース	育成コース	総合コース
内容	・農政センターの栽培施設での模擬経営研修 ・外部講師による経営座学	・基礎研修（3 か月） ・農家研修（12 か月）	・育成コース終了後アドバンスコースの研修を行う
研修期間	12 か月	15 か月	27 か月
定員数	3 人	2 人（育成及び総合コース合計）	
応募条件 (主なもの)	・48 歳未満の方 ・研修終了後、市内で就農する方	・62 歳未満の方 ・研修終了後、市内で就農する方	・アドバンスコースに入るときに、48 歳未満の方

農業経営支援課 ☎228-6273

## (2) 新規就農者向けの補助事業

### ① 青年等就農計画制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が、「青年等就農計画」（経営開始から5年後の経営目標）を市に提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定新規就農者」と言います。

#### ○認定の対象

- ・市内で新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内のものを含み、認定農業者を除く）。

#### ※青年等の範囲

- ・青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・知識・技能を有する者（65歳未満）
- ・これらのものが役員の過半を占める法人

#### ○認定の主な要件

- ・その計画が千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」とする）に照らして適切なものであること。
- ・その計画が達成される見込みが確実であること。

#### ※市基本構想における5年後の目標

- ・年間農業所得：主たる従事者1人当たり270万円程度
- ・年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間

#### ○認定新規就農者のメリット

- ・青年等就農資金（無利子融資）
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・経営所得安定対策

農業経営支援課 ☎228-6273

### ② 経営開始資金【補助事業】

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、経営開始資金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	新規就農者が、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、定額交付
補助対象者	交付要件をすべて満たした認定新規就農者（原則49歳以下、前年の世帯所得が600万円以下ほか）
補助額	年間最大150万円（夫婦ともに就農する場合には年間最大225万円）※交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合は返還

農業経営支援課 ☎228-6273

### ③経営発展支援事業【補助事業】

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組に係る経費の一部を助成します。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	機械・施設・家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等に係る経費について補助金を交付
補助対象者	交付要件をすべて満たした認定新規就農者（原則 49 歳以下ほか）
補助額	補助対象経費の 100 分の 75 以内で 750 万円を上限（経営開始資金の交付対象者は上限 375 万円）

農業経営支援課 ☎228-6273

### ④新規就農地再生支援事業【補助事業】

新規就農者の円滑な就農を支援することを目的に、就農時に必要となる草刈や土壌改良等の就農地初期整備費を助成しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	補助事業者が就農地で草刈、土壌改良、排水対策、抜根、耕起、整地等の初期整備に係る経費について補助金を交付
補助事業対象者	市主催の新規就農希望者を対象とした研修を修了した就農者または認定新規就農者（共に就農後 5 年以内に限る）
補助対象経費	草刈、土壌改良、排水対策、抜根、耕起、整地等の初期整備に要する人件費、消耗品費（ただし、作業工具・作業機械を除く）、原材料費、使用料及び賃借料、燃料費、委託料、手数料等
補助率	補助対象経費の 100 分の 75 以内で 10 a 当たり 45,000 円、1 人当たり 180,000 円を上限とする

農業経営支援課 ☎228-6273

⑤新規就農希望者研修（令和4年度生の募集をもって終了）

農業に意欲を持って、新規就農を希望する方に対して、農業に必要な基礎知識や農業技術(実習)の研修を行っています。

○研修内容

研修期間	1年目	農政センター等で、農業の知識・技術や農業機械技術の基礎研修	1月から3月まで
	2年目	農家に行き、農家の方の指導による経営や生産技術の研修	12か月の研修計画で定める期間
	3年目	就農を予定する土地（40a以上）で、自らが経営や生産技術等を習得する研修 ※	12か月の研修計画で定める期間
研修奨励金制度	研修2年目・3年目の研修生に対し奨励金を交付予定		

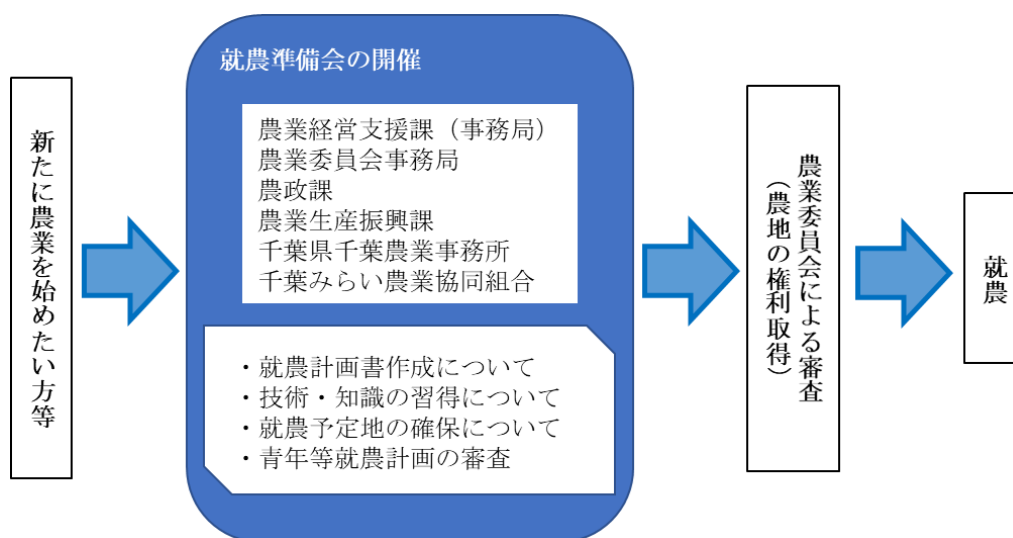
※就農予定地については、関係機関と連携し、研修期間中に探します。

農業経営支援課 ☎228-6273

⑥就農準備会

市内で就農を目指す方等からの相談を受けるとともに、関係団体等で構成する「就農準備会」を開催し、就農計画書の作成や栽培技術の習得、農地の確保等について情報提供や指導・助言を行うとともに、青年等就農計画の認定に対する審査を行い、円滑に就農するための支援を行っています。

○就農準備会の流れ



農業経営支援課 ☎228-6273

---

### ⑦リユース農業施設データ収集提供事業

研修生が就農時に借り受け可能な温室や農業機械等の情報を事前に収集・ストックし、研修生に提供を行うことで、新規就農に係る初期投資額をなるべく抑え、就農後の安定的な経営に繋がるよう支援します。

**農業経営支援課 ☎228-6273、農業委員会事務局 ☎245-5769**

---

### (3) 次世代向け農育講座の実施

将来の職業選択の一つとして、農業や農業関連産業に関心を持ってもらうことを目的とし、農業や農に関連する技術、学問に触れ、学ぶ場を提供します。

小学5・6年生から中学生を対象に、実際に農作物の栽培を行いながら、自然科学等に関する知識理論について、専門的に学ぶ講座を年間10講座開催します。

また、小学校3・4年生を対象に、農業や農作物を取り巻く自然、機械情報工学、食への興味を深めてもらう講座を年間16講座開催します。

**農業経営支援課 ☎228-6271**

---

### (4) アグリビジネス体験事業（旧 農業インターンシップ事業）

高校生・大学生等の若年層向けに農業者の元で就農体験し、職業としての農業を知り、自身の将来に向けた選択肢に加えてもらう機会を創出する「アグリビジネス体験」を実施します。都市と農村との交流を創出するとともに、交流後の意向の変化などを調査、分析し、今後の担い手育成施策にも活用します。

**農政課 ☎245-5757**

---

## 施策2 地域の中心的な経営体の育成や家族農業経営の支援

---

### (1) 認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市に提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言います。

#### ○認定の対象

- ・市内で農業経営を営み、又は営もうとする個人又は法人

#### ○認定の主な要件

- ・その計画が基本構想に照らし適切なものであること。
- ・その計画の達成される見込みが確実であること。
- ・その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

※市基本構想における5年後の目標

- ・年間農業所得：主たる従事者1人当たり520万円程度
- ・年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間

#### ○認定のメリット

- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）など、低利な融資を受けることができます。
- ・機械や施設を導入する経費の一部助成を受けることができます。
- ・農業経営を改善していくための研修等に参加できます。
- ・農業者年金の保険料について一部助成を受けることができます。

農地活用推進課 ☎245-5769

### (2) 「地域計画」（法定化された「人・農地プラン」）における中心経営体への誘導

地域計画の策定に向けて、地域における話し合いを進めます。

農地活用推進課 ☎245-5759

### (3) 農業継承者経営発展支援事業【補助事業】

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行していることから、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、スムーズな農業経営の継承に必要な取組や、農業経営を継承した者が、その経営を発展させるために実施する取組に必要な経費の一部を助成します。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	経営継承の取組、法人化への取組、新たな品種・部門等の導入、認証取得、データ活用経営への取組等に係る経費について補助金を交付
補助対象者	先代経営者または継承者 ※諸条件あり
補助率	ア 先代経営者が認定農業者である場合 補助対象経費の10分の10以内 (1事業者当たり100万円を上限) イ ア以外の場合 補助対象経費の10分の5以内 (1事業者当たり50万円を上限)

農業経営支援課 ☎228-6273

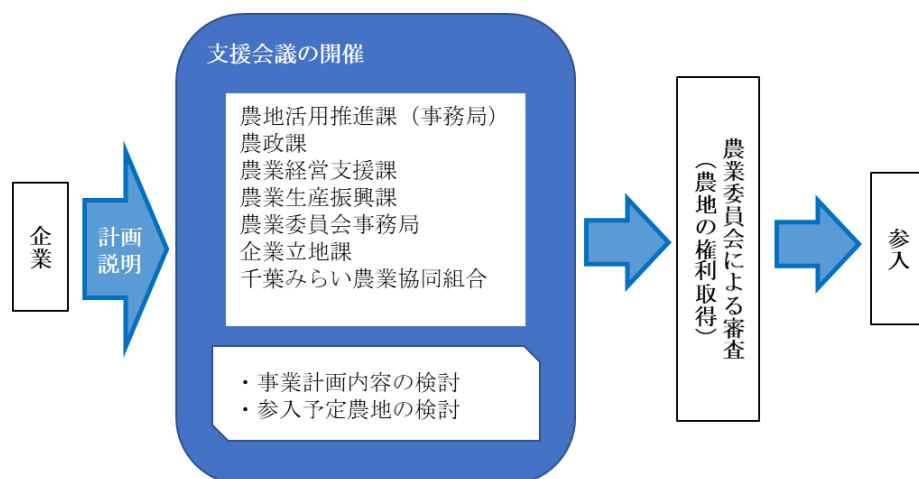
### 施策3 農業法人の参入促進

#### (1) 農業参入へのワンストップ相談及び法人等農業参入支援会議

農業参入を検討する企業向けのワンストップでの相談窓口を設置・PRし、県や関係機関と連携しながら、手続きについてのアドバイスや進捗フォローを行い、スムーズな参入を支援します。

また、農業の新たな担い手として見込まれる法人を対象に、本市の農業への参入を促進するため、法人からの参入相談を受けるとともに、関係団体等で構成する「法人等農業参入支援会議」を開催し、事業計画への助言や参入予定農地（耕作放棄地の利活用）の確保などの支援を行っています。

#### ○法人等農業参入支援会議の流れ



さらに、農地の確保等を支援する「農業法人立地促進事業」（企業立地課所管）や、農業用施設や機械設備の導入を支援する「未来の千葉市農業創造事業（農業法人等参入促進タイプ、生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ）」など、参入から農地確保、生産等に至る、一貫した支援制度を構築し、誘致活動を行っています。

農地活用推進課 ☎245-5769

#### (2) 農業労働力確保支援事業【補助事業】

農業経営の安定化を図るため、規模拡大や新規参入等に伴い新たな労働者を雇用する農業者に対し、人材募集に係る経費の一部を助成します。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	民間事業者等が運営する有料の求人インターネットサイトを利用した求人に係る経費について補助金を交付
---------	--

補助対象者	農業法人、認定農業者又は認定新規就農者
補助率	補助対象経費の10分の5以内 1事業者当たり20万円を上限

農業経営支援課 ☎228-6273

### (3) 雇用就農希望者等研修の実施

市内の農業法人等における生産活動の中核を担う即戦力となる人材の育成と既存農家の後継者等多様な担い手の育成を図るため、農政センターにおいて、イチゴ・トマトを中心とした、栽培に関する基本的な技術習得や、インターン実習などの研修を行います。

期間：1月～2月 募集人数：10人程度

農業経営支援課 ☎228-6273

## 施策4 優良な農地の確保と意欲ある担い手への集積

### (1) 農地法の仕組み

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、かけがえのないものです。将来にわたり優良な農地を確保するため、適正に農地を保全していかなければなりません。

農地法は、この大切な農地を守っていくことを目的としています。農地の貸し借り等（農地に対して権利を設定）や、農地の売買等で名義を変える（農地の権利移動）場合、また農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法に定める許可又は届出が必要です。

#### ○許可（届出）手続き

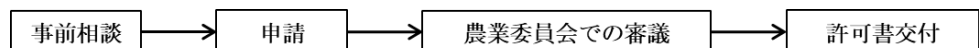
農地法	許可が必要な場合	申請者	許可・届出	申請・相談窓口
第3条	農地を農地として売買・貸借する場合	売主（貸主）と買主（借主）	許可	農業委員会
第3条の3	農地を相続等により取得した場合	権利取得者	届出	
第4条	農地を土地所有者自らが農地以外のものに転用する場合	土地所有者	・市街化調整区域内農地は許可 ※下表転用許可基準参照	
第5条	農地を農地以外のものに転用する目的で売買・貸借等をする場合	売主（貸主）と買主（借主）	・市街化区域内農地は届出	

○転用許可基準（市街化調整区域内農地）

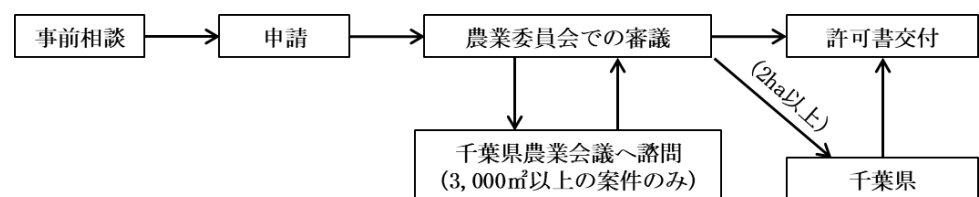
農地区分	条件	許可基準
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域内の農地	原則として不許可 ただし、農用地利用計画に適合する農業用施設を建設する場合等は許可
第1種農地	農業公共投資の対象となった農地や集団農地（10ha以上の広がりのある農地）	原則として不許可 ただし、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない小集団（10ha未満）の農地	周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可
第3種農地	都市的施設の整備された区域内の農地や市街地内の農地	原則として許可

○許可申請・届出手続きの流れ

① 3条許可



② 4・5条許可



※各許可申請の受付期間は、農業委員会事務局までお問合せ下さい。

③ 3条の3及び4・5条届出



※農地を無断で転用(いわゆる「違反転用」)した場合や、事業計画通りに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出される場合があります（農地法第51条）。また、罰則の適用もあります（農地法第64条、67条）。

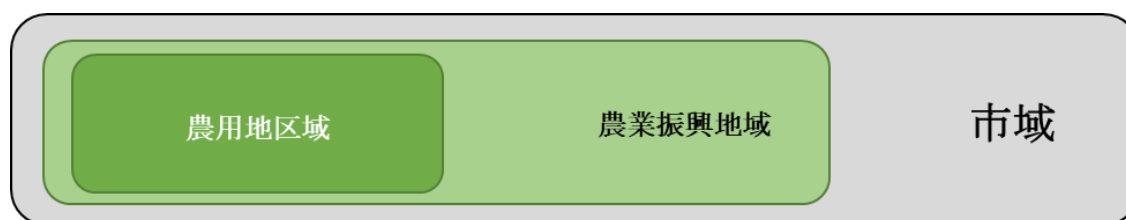
農業委員会事務局 ☎245-5767

## (2) 農業振興地域制度と農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、知事が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに「農業振興地域」を指定し、市が農業振興地域整備計画を策定しています。

農業振興地域整備計画は、土地改良事業等生産基盤の整備計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について「農用地区域」を定め、農業振興の基盤となる農用地の確保を図るものです。

### ○区域の概念図

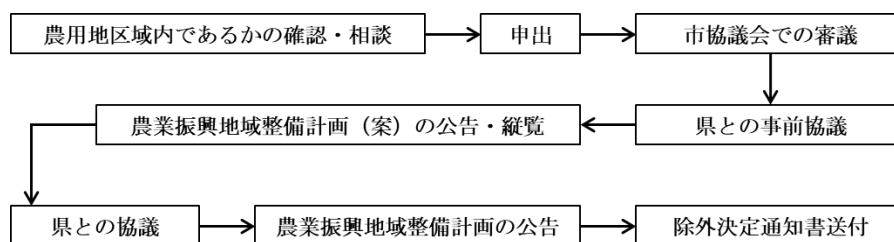


### ○農用地区域の変更(除外)

農用地区域内の農地転用は原則として認められていませんが、やむを得ない理由により農用地区域内の土地を農業以外の目的に利用する場合は、事前にその土地を農用地区域から除外するための申出手続きが必要となります。

### ○手続きの流れ

申出の受付は、6月末と10月末締切りです。また、申出から除外の決定まで県の同意も含め約6か月程度の期間を要します。



農地活用推進課 ☎245-5759

## (3) 農地中間管理事業

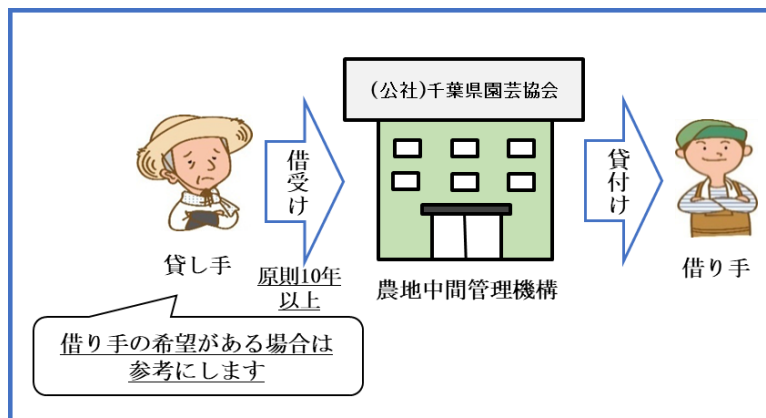
担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構が各都道府県に1つ指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めています。

千葉県においては、『公益社団法人千葉県園芸協会』が平成26年4月1日付で県から農地中間管理機構に指定されました。

本市では、公益社団法人千葉県園芸協会と連携・協力し、事業を行っています。

### ○事業の仕組み

貸し手から農用地等を公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けて、当該農用地等を借り手へ貸し付けます。



### ○農地中間管理事業の利点

- ・農地の借り手は、多数の農地所有者と交渉しなくても、農地中間管理機構と協議すれば規模拡大・面的集積ができます。
- ・農地中間管理機構が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができます。
- ・条件に合致（まとまった農地を貸し付けた地域等）すれば、機構集積協力金が交付されます（交付には諸条件あり）。

### ○農地を貸し付ける場合（出し手）

貸出申出は随時受け付けています。

農地の条件等により、機構が借受けできない場合もあります。

### ○農地を借り受ける場合（受け手）

借受希望者の募集及び受付は、随時行っています。

農地活用推進課 ☎245-5759

## （４）農地銀行活動支援事業【補助事業】

企業等の農業参入を促進するとともに、「遊休農地の発生防止」や「担い手への農地の集積・集約化」といった農地利用の最適化を推進するため、農地銀行に登録された農地の貸借・売買について、一定の要件を満たした場合に、協力金を支給します。

### ○農地銀行制度について

農地銀行は、農業委員会が貸したい・売りたい農地の情報を農地流動化台帳に収集・登録し、農地を探している農業者等への仲介を行うことで、農地の有効利用と担い手へ

の農地の集積を図っています。

### ○補助事業の概要

補助事業の内容	農地銀行へ登録した複数の地権者が所有する農地が、新規に企業や認定農業者に貸借・売買された際に、地権者に協力金を支給する。加えて、耕作放棄地の場合、耕作者に対して再生費用を助成する。	
主な要件	以下、(1)、(2)、(3)のすべてを満たすこと (1) 複数の地権者による、面積1 ha以上の一団の農地の登録 (2) 所有権移転、もしくは5年以上の新規の賃貸借契約を行い、5年以上対象土地で耕作を行う (3) 耕作者は、法人もしくは認定農業者	
補助額	(地権者へ) 10 a あたり 100,000 円 10 a あたり 50,000 円 (耕作者へ) 10 a あたり 45,000 円	※耕作者が法人の場合 ※耕作者が認定農業者の場合 ※対象土地が耕作放棄地の場合

農地活用推進課(農業委員会事務局) ☎245-5759

### (5) 耕作放棄地整備事業【補助事業】

耕作放棄地を再生し、営農拡大等による農地利用を推進することにより、農地を保全することを目的に、当該農地での障害物除去、耕起、整地等の再生整備に対し、補助金を交付しています。

### ○補助事業の概要

補助事業の内容	荒廃した耕作放棄地で障害物除去、耕起、整地等の農地の再生整備を行う場合に補助金を交付
補助対象者	農業者又は農業者等の組織する団体
補助率	補助対象経費の100分の75以内 (10 a 当たり 105,000 円を上限)

事業活用前



事業活用後



## (6) 農地情報管理のDX化

農地情報の管理や把握については、DX化の観点を踏まえ、衛星情報とAIを用いて、農地の位置情報や耕作放棄地化率をデータ化し、タブレットを用いた耕作状況の可視化が可能となるシステムを導入しています。

農業委員会事務局 ☎245-5768

## (7) 景観形成作物の取組みに対する支援

遊休農地等を活用し、都市住民に憩いと安らぎの場を提供することを目的に、ハナナ・コスモス等の景観形成作物の栽培に取り組む農業者に対し種子を配布しています。

〈令和6年度実績〉

ヒマワリ 32 a    コスモス 70 a    ハナナ 82 a    その他 113 a    計 297 a

農業生産振興課 ☎228-6282

## 方向性2 生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる

### 施策1 スマート農業技術等の活用支援

#### (1) スマート農業の地域の農業者への展開

農政センターに設置されているほ場や施設園芸用ハウスなどをスマート農業技術実証のためのフィールドとして有効活用し、スマート農業技術を有するアグリテック企業と、現場の課題解決を望む農業者をマッチングすることで、農業者に新技術を身近に体験できる機会を創出します。

また、これまで、職員（農業技師）が実施してきた営農指導においては、スマート農業技術において取得されるデータの見方や活用、分析等のマニュアル化がなされていなかったことから、職員自身がデータの意義や活用方法を習得し、農業者に伝達できる「翻訳者」になるとともに、産地としてデータを活用した農業を推進できるよう、職員（農業技師）のスマート農業技術に関する知識や技術を養成しつつ営農指導に役立てていきます。

農業生産振興課 ☎228-6280

---

## (2) スマート農業機器、機械の整備助成及びレンタルの実施

市内の農業の担い手へのスマート農業技術の導入を円滑に進めるため、その導入に要する経費に対して助成します（未来の千葉県農業創造事業）。また、様々な機器や技術があり、それぞれの生産者が自らの経営に適切な技術を選択する機会を提供するため、本格的な導入前にレンタルをして実際に体験できるよう、農政センターで所有している機器のレンタルを実施します。

農業生産振興課 ☎228-6280

## 施策2 環境負荷軽減に資する農業技術の振興

---

### (1) 施設園芸における燃油使用量削減の実証実験の実施

本市で盛んな施設園芸における加温は、重油加温機の利用が一般的で、動力源として燃油を使用しています。環境に配慮した農業に向け、燃油使用量の削減と生産性の向上を両立できるように、動力源が電気であるヒートポンプを活用した栽培体系を検討します。加温方式はヒートポンプのみを用いる「オール電化加温」と、ヒートポンプと重油加温機を併用する「ハイブリッド加温」として、普及に向けた実証実験を行います。実証実験により、どちらの加温方式が普及に適しているか検討します。得られた結果は講習会などを通じて、市内農業者への技術普及を図るとともに、「千葉県モデル」として全国的に発信します。

市内農業者への技術普及にあたっては、燃油削減技術の導入に必要な機器の導入に係る経費を助成します。

農業生産振興課 ☎228-6280

---

### (2) 営農型太陽光発電における農業生産技術の研究

再生可能エネルギーと農業生産力の両立が可能となる営農型太陽光発電については、遮光下において効率的に農業生産を行うことが重要であることから、太陽光パネル下でも収量や品質の確保が可能な品目やその生産技術について、市内の先進事業者とともに検証します。

また、先進的な取組事例の情報収集や、既に市内農地において事業を実施している関係者との連携を進め、市内農業者への情報提供や技術的支援に努めます。

農業生産振興課 ☎228-6278

---

### (3) 環境と調和した農業の推進

環境負荷の軽減に配慮し、資材高騰下においてもコストを削減し、安定生産できる持続可能な農業を推進するため、農業の持つ物質循環機能を活かした土づくり等に資する緑肥作物の種子購入を支援するほか、耕畜連携による堆肥の施用等を通じた土づくりや、化学肥料・化学合成農薬の使用低減促進のため、土壌診断による施肥設計の作成支援を行います。また、国の環境保全型農業直接支払交付金の活用など、環境に配慮した農業に取り組む農業者に対する支援を行うとともに、営農指導に結び付けられるよう、農政センター内に設置した有機ほ場で生産実証を行います。

農業生産振興課 ☎228-6278

---

### (4) 園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業【補助事業】

農業から排出される使用済の園芸用廃プラスチック類の円滑な回収及び適正な処理等を推進することにより、農業環境の保全及び農業経営の健全な発展を図るために補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	廃プラスチック類の適正処理及び回収運搬事業等に係る経費に対し補助金を交付 ※対象品目：塩化ビニール、ポリエチレン
補助対象者	千葉県農業用廃プラスチック対策協議会
補助率	適正処理事業：100分の75以内 回収運搬事業：100分の50以内

農業生産振興課 ☎228-6278

---

### (5) 家畜排せつ物の適正な管理

家畜ふん尿の適正処理を推進するため、『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律』（家畜排せつ物法）に基づき、ふん尿処理状況の巡回指導を実施しています。

農業生産振興課 ☎228-6282

### 施策3 高付加価値化と販売・PR力の強化

#### (1) 食のブランド化の推進

令和2年度に創設した千葉市「食のブランド認定制度」により、本市農林水産物や加工食品、食関連サービスのブランド化を進めるとともに、認定品のプロモーション、販路拡大支援、事業者育成・競争力強化支援等を行います。

農政課 ☎245-5758

#### (2) 6次産業化支援事業【補助事業】

市内産品の付加価値向上、ブランド化を促進するため、市内産農林水産物を活用して6次産業化に取り組む農業者に対し、補助金を交付しています。

##### ○補助事業の概要

補助事業の内容	農業者等が、新たに商品開発から販路開拓まで取り組む事業に対して補助金を交付
補助対象者	農業法人、農業者、又は農業者等と連携して商品開発を行う食品関連事業者
補助率	6次産業化商品の開発：補助対象経費の3分の2以内 1事業者あたりの補助額上限50万円

農政課 ☎245-5758

#### (3) 特徴的な農産物の普及

##### ①伝統野菜「土気からし菜」のブランド化

土気地区で、300年以上前から生産されてきた「土気からし菜」について、伝統野菜としての認知度を向上し、ブランドを確立するため、販売イベントの開催や小売店での販売促進などに取り組んでいます。

農政課 ☎245-5758

#### (4) 千葉市食のブランド「千」プロモーション事業支援補助金

千葉市食のブランド「千」の露出増加による認知度向上のため、「千」認定事業者や認定品を取り扱う事業者等に対し、認定品のプロモーションに係る費用の一部を助成します。

○補助事業の概要

補助事業の内容	「千」認定品のプロモーションを行う、「千」認定事業者や取り扱い事業者等に対し、補助金を交付
補助対象者	「千」認定事業者、常設の小売店運営事業者等
補助率	補助対象経費の2分の1以内 1事業者あたりの補助額上限20万円

農政課 ☎245-5758

(5) 市内産農林水産物を買える、食べられる店の増加と、情報の見える化

①地産地消推進店（つくたべ推進店）登録・PR

市内産農林水産物を食べられる、購入できる店舗が見える化し、また地産地消を支える事業者を「地産地消推進店」として登録する制度を、平成29年度に創設しました。登録店をPRし、消費者の利用につなげていきます。

登録店数	飲食店	28件	食品製造販売	7件	計 64件
	小売店	25件	流通サービス	4件	



②「千葉市つくたべ」の推進

地産地消の取組みとして、飲食店での市内農林水産物の活用を促すため、マッチングや流通の課題解決に取り組んでいます。

千葉市の農業者が生産した農林水産物を、千葉市の飲食店に美味しい料理にしてもらい、本市の市民、本市を訪れる人が食し、産地と消費地が近い豊かなつながりを共有し育てることを目的とし「千葉市でつくって千葉市でたべる」を合言葉としています。



③PRイベントの開催

大型量販店での千葉市フェア等各種PRイベントを開催し、市内産農林水産物のPRや販売促進などを実施します。

(6) 農家レストラン開設相談

農村地域の活性化と農業者の所得向上を目指し、地域の農林水産物を食することができるよう、農業振興地域における農家レストランの開設相談に対応します。

施策4 ニーズに合わせた個別支援の充実

(1) 未来の千葉市農業創造事業【補助事業】

①経営拡大支援タイプ

補助事業の内容	農業用機械施設等の整備や改修・更新に要する経費について補助金を交付
補助対象者	農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体で市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体
補助率	補助対象経費の10分の3以内 ただし、当該事業で生産する品目が千葉市奨励品目選定要領に定める品目及び千葉市食のブランド「千」の認定を受けた事業者が生産する認定農産物である場合、又はスマート農業支援機器・機械の場合は補助対象経費の10分の5以内 小型機械等導入コース：上限500万円 大型機械等導入コース：上限2,000万円

②新規就農支援タイプ

補助事業の内容	新規就農者が就農時に必要となる、施設・機械設備の導入に係る経費について補助金を交付
補助対象者	市主催の新規就農希望者を対象とした研修を修了した認定新規就農者（就農後5年以内に限る）
補助率	補助対象経費の10分の5以内 1事業者当たり1,000万円を上限

③農業法人等参入促進タイプ

④生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ

補助事業の内容	法人等の農業参入を促進するため、高収益な農作物生産並びに加工及び流通等の確立に必要な施設・機械設備の導入経費に対する支援を行う
補助対象者	(1) 農業法人等参入促進タイプ 新たに、本市に参入する農業法人（1年以内に法人化予定の農業者も可）等 (2) 生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ 新たに、本市に参入する加工・流通等の事業者と連携する農業法人（1年以内に法人化予定の農業者も可）等 本市内で農業法人と連携した取組みを行う加工・流通等の事業者 ※いずれも、旧農業生産力強化支援事業補助金の交付歴がない農業法人等
補助率	補助対象経費の10分の3以内 (ただし、当該事業で生産する品目が千葉県奨励品目選定要領に定める品目である場合は、対象経費の10分の5以内) 1事業者当たりの補助額の上限は2,000万円とする

農地活用推進課 ☎245-5766

⑤みどりの食料システム戦略タイプ

補助事業の内容	環境負荷低減と生産性の向上を両立するための、省エネルギー設備等の導入に要する経費について補助金を交付
補助対象者	農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体で市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体
補助率	補助対象経費の10分の5以内 1事業者当たりの補助額の上限は1,000万円とする

農業生産振興課 ☎228-6278

## (2) 農業金融制度【補助事業】

### ① 農業近代化資金利子補給金

農業経営の改善のため、建構築物、農機具等の整備拡充等により、農業経営の近代化を目指す意欲と能力のある農業者を応援するため、資金を借入れた農業者に利子補給を行っています。

貸付限度額	主な資金別の償還期限	貸付金利(※)	貸付主体
<b>【個人】</b> ①農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社、その他農業者が組織する法人 …2億円 ②知事特認 …2億円 ③集落営農組織、農業を営む任意団体 …2億円 ④農業参入法人 …1億5千万円 ①～④以外 …1,800万円 <b>【共同】</b> 15億円	・建構築物等造成資金 <b>【個人】</b> 15(3)年以内(農機具のみの場合7(2)年以内) <b>【共同】</b> 15(3)年以内(農機具のみの場合10(2)年以内) ・果樹等植栽育成資金 15(7)年以内 ・家畜購入育成資金 7(2)年以内 ・長期運転資金 15(7)年以内 ・流動施設資金 7(2)年以内 ※()内は措置期間	0.035% (令和7年9月19日現在)  ※県・市による利子補給後の利率 諸条件あり	<b>【農協等】</b> 千葉みらい農業協同組合 農林中央金庫  <b>【銀行】</b> 三井住友銀行 千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行  <b>【信用金庫】</b> 千葉信用金庫等  <b>【信用組合】</b> 房総信用組合

農業経営支援課 ☎228-6273

### ② 農業後継者対策資金利子補給金

農業後継者が早期に農業生産と農業所得の向上を図るため、資金を借入れた農業後継者に利子補給を行っています。

貸付対象者	貸付限度額	償還期限	貸付金利(※)	貸付主体
55歳以下の農業後継者で千葉みらい農業協同組合長の推薦を受けた者	1,800万円	15年以内 (うち据置期間3年以内)	0.0%  ※貸付主体・市による利子補給後の利率	千葉みらい農業協同組合

農業経営支援課 ☎228-6273

### (3) 営農指導

農業者が直面する農作物の病虫害や生育不良などの課題を解決するため、農政センターでは、生産現場で農業者と直接対面しながら相談に応じています。また、新技術の情報提供などに重点を置いた指導を行っています。

農業生産振興課 ☎228-6280

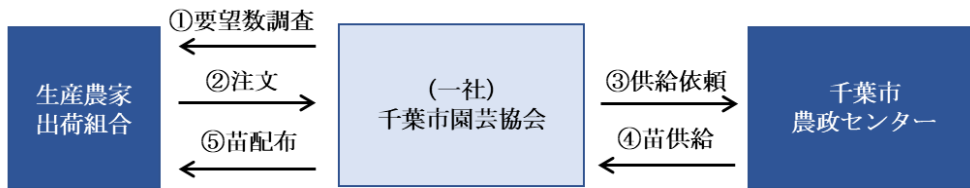
### (4) 優良種苗の供給事業

農作物の安定的な生産には優良な形質をもった種苗の確保が不可欠であるため、組織培養技術を活用して、本市での栽培に適したウイルスフリー種苗の供給を行い、経営の安定や産地化を図っています。

〈令和6年度供給実績〉

品目：イチゴ、ワケネギ、ラッキョウ、坊主不知ネギ 合計：15,250株

#### ○種苗供給の流れ



農業生産振興課 ☎228-6280

### (5) 飼料用米等拡大支援事業【補助事業】

水田における農業経営の安定化と生産力を確保することを目的に、新規需要米や効率的な土地利用による麦・大豆等の作付に対し、補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	新規需要米の取組み及び集団転作などを形成するために要する経費について補助金を交付	
補助対象者	農業者、営農集団、認定農業者、特定農業団体、農業生産法人	
補助率	定着支援型	
	飼料用米（多収品種）	3,000円／10a
	飼料用米（主食用品種）	1,500円／10a
	米粉用米・WCS用稲	3,000円／10a
	拡大支援型	5,000円／10a
	固定団地型	4,000円／10a
	ブロックローテーション型	11,000円／10a

農業生産振興課 ☎228-6282

## (6) 家畜伝染病予防対策事業【補助事業】

家畜伝染性疾病の発生防止を目的に、各家畜（牛・豚・鶏）における各種伝染病の検査や予防注射の実施等に対し、補助金を交付しています。

### ○補助事業の概要

補助事業の内容	補助事業者が飼養する家畜に対して行う、法定伝染病等の予防のための検査、予防接種又はワクチン投与する場合及び衛生資材を購入する場合に補助金を交付
補助対象者	畜産を営む者、市内で育成牛を預かり預託事業を行う法人又は畜産を営む者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体
補助率	補助対象経費の10分の2以内

農業生産振興課 ☎228-6282

## (7) 優良後継牛確保対策事業【補助事業】

優良後継牛の増頭・確保を効率的に行うことを目的に、性判別精液及び受精卵の購入に対し、補助金を交付しています。

### ○補助事業の概要

補助事業の内容	性判別精液を用いて乳牛に人工授精を行う場合、及び乳牛に受精卵移植を行う場合に補助金を交付
補助対象者	畜産を営む者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体
補助率	性判別精液の購入：補助対象経費の10分の3以内 (1本あたり3,000円を上限) 受精卵の購入：補助対象経費の10分の5以内 (1卵あたり100,000円を上限)

農業生産振興課 ☎228-6282

## (8) 経営所得安定対策等推進事業【補助事業】

農業経営の安定と食料自給率の向上を目的に、経営所得安定対策等の推進に対し、補助金を交付しています。

### ○補助事業の概要

補助事業の内容	経営所得安定対策等の普及推進活動、要件確認等に係る経費について補助金を交付
補助対象者	千葉県農業再生協議会
補助率	補助率定額（国又は県による認定事業に係る補助金の交付対象となる事業であって、国又は県からの当該事業の補助金交付決定額）

農業生産振興課 ☎228-6282

## (9) 価格安定対策事業

### ① 千葉県野菜価格安定対策事業【補助事業】

農業経営の安定と生産意欲の向上を図り、市場に新鮮な野菜を計画的に供給することを目的に行っている事業です。野菜価格が低落したとき、千葉県野菜価格安定対策協議会が農業者に支払う補償金に対し補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	千葉県野菜価格安定対策協議会の共済準備金から、農業者に補償金を支払う場合に補助金を交付
補助対象者	千葉県野菜価格安定対策協議会
補助率	補助対象経費の10分の7以内

農業生産振興課 ☎228-6282

### ② 野菜生産出荷安定事業【補助事業】

農業経営の安定と生産意欲の向上を図り、市場に新鮮な野菜を計画的に供給することを目的に行っている事業です。国又は県が実施する主要野菜の生産及び出荷の安定と、消費地域での価格安定を確保するための野菜価格安定制度への農業者の参加負担金に対し、補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	国の野菜生産出荷安定事業や、県の千葉県青果物価格補償事業に参加するための農業者の負担金に対して補助金を交付
補助対象者	千葉県野菜価格安定対策協議会
補助率	補助対象経費の10分の3以内

農業生産振興課 ☎228-6282

## (10) 植物防疫対策事業【補助事業】

効率的な良質米の生産と水稻生産農家の経営安定を目的に、水稻共同防除事業の実施に対し、補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	当該農作物の病虫害防除を行う場合に補助金を交付
補助対象者	農地所有適格法人、認定農業者又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体
補助率	補助対象経費の10分の3以内

農業生産振興課 ☎228-6282

## 施策 5 災害に強い農林業の実現

### (1) BCPの推進及び被害状況把握体制の整備

災害に備えた栽培管理等の事前対策や、農業経営を継続するための技術情報を農業者に速やかに周知するとともに、被害発生への恐れのある地区の巡回を行います。また、災害発生時に被害状況を速やかに把握するための体制を整備します。

土地改良区等における被災後の事業継続を想定したチェックリストを作成し、周知することで自然災害等のリスクに備える体制の整備を支援します。

農政課 ☎245-5764、農業生産振興課 ☎228-6282

### (2) 収入保険等への加入促進

自然災害は、農業経営に大きな影響を与えます。本市農業の持続性を確保するためには、自然災害等を受けた際に、個々の農業経営への影響を最小限にすることが重要です。そこで、国のセーフティネットである「収入保険制度」や「園芸施設共済」への加入促進を千葉県や千葉県農業共済組合と連携し、実施します。

農業経営支援課 ☎228-6273

### (3) 災害時貸出用発電機の設置

令和元年の台風15号では、予期せぬ長期停電の影響により大きな農業被害が発生しました。特に、施設野菜や畜産の農業者においては、施設・設備が稼働しないことにより栽培作物の枯死、生乳廃棄、家畜の体調不良や疾病の発生、家畜の死亡など大きな被害が発生しました。そこで停電時の被害を未然に防ぐため、発電機を農政センターに設置し、災害時に必要とする農業者へ貸出を行います。

農業生産振興課 ☎228-6282

### (4) 森林等の安全対策

気象災害等により倒木などの被害を受けた、適切な管理ができない森林について、残置による病害や二次被害を防止するため、森林整備に係る経費を助成します。

農業経営支援課 ☎228-6275

## 施策 6 農業生産基盤整備

### (1) かんがい排水対策事業【補助事業】

農業者団体が負担する、かんがい排水施設等の新設、改修、補修にかかる費用を軽減するために補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	かんがい排水路、用水路、農業用井戸等の新設、改良又は補修を行う事業（事業の受益面積が1ha以上）である場合に、かんがい排水施設の新設、補修及び改築費に対して補助金を交付
補助対象者	土地改良区、農業協同組合、共同施行者又は3戸以上の農業者で組織する水利組合
補助率	予算の範囲内で補助対象経費の10分の5以内

農政課 ☎245-5764

### (2) 農業用水源対策事業【補助事業】

昭和40年代以降の都市化により、かんがい排水の水源としていた河川等の用水に、生活排水が流入し、汚濁が進み、水田かんがい用水として適さなくなったため、用水の水源を地下水に求め、水田かんがい用の井戸水を揚水機でくみ上げることにより確保し、米の安定した生産を図ることを目的とします。

農家負担の軽減を図ることを目的に井戸揚水機の電気料に対し、補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	農業振興地域内の水田でかんがい用水を確保するため、井戸（1つの井戸の受益面積が1ha以上であるものに限る）の揚水機の運転に必要な1年間の電気料に対し補助金を交付
補助対象者	土地改良区、共同施工者及び3戸以上の農業者で組織する水利組合
補助率	予算の範囲内で補助対象経費の10分の5以内

農政課 ☎245-5764

## 方向性3 農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える

### 施策1 都市農地の保全と多様な分野での活用促進

#### (1) 地産地消の意識醸成と農育、食育の推進

##### ① 学校給食生産者出張授業

市内産農畜産物の旬に合わせ、生産者が先生となった出張授業を実施し、地産地消や食育の学習に取り組んでいます。

実施教材：春夏ニンジン、秋冬ニンジン、コマツナ、キャベツ、牛乳、コメ等

実施校：各区市内の小学校 7校程度

##### ② 学校給食への市内産農産物の供給

市内小・中学校と特別支援学校（計166校）の給食に、市内産農産物を供給しています。

供給品目：ニンジン、ジャガイモ、コマツナ、ホウレンソウ、サツマイモ、  
キャベツ、ダイコン、スイカ、トウモロコシ、コメ、サラダ菜 11品目程度

農政課 ☎245-5758

#### (2) 市民農園整備事業【補助事業】

都市住民が農に触れる機会の拡大と、農地の有効利用を図るため、市民農園及び体験型市民農園の整備の促進を目的に補助金を交付しています。

補助事業の内容	市民農園の開設に必要な設備の整備 体験型市民農園は、併せて農具、指導用資材の導入
補助対象者	農地所有適格法人、認定農業者又は3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体
交付額	10分の3以内 市民農園は上限30万円、体験型市民農園は上限40万円以内

農政課 ☎245-5757

## 施策2 都市と農村の交流促進

### (1) いずみグリーンビレッジ事業

若葉区東部の鹿島川流域を中心としたいずみ地区（15町、4,100ha）を対象に、都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため、いずみグリーンビレッジ事業を推進しています。

農政課 ☎245-5757

#### ① 富田さとにわ<sup>こうえん</sup>耕園【施設】

富田町を中心としたエリアで、花の魅力を伝えることを目的として、季節ごとに花畑を整備しているほか、近隣農地を活用した農業体験農園や野菜オーナー制（収穫体験）を行っています。

施設内にある3つの研修室では、会議や研修を行うことができます。

農政課 ☎245-5757

#### ② 下田農業ふれあい館【施設】

新鮮で安全安心な地元農産物などを販売する「しもだ農産物直売所」があり、消費者と生産者の交流の場として利用されています。

また、家族お米作り体験や、夏と秋の収穫祭などのイベントが行われています。

農政課 ☎245-5757

#### ③ 中田やつ<sup>こうえん</sup>耕園【施設】

自然の中で、土に親しみ野菜作りを楽しむことができる市民農園と、日本各地の野バラを集めた野バラ園があります。市民農園では、農機具の無料貸出し、栽培相談、栽培講習会などを行っており、初心者から経験者まで幅広くご利用いただけます。

野バラ園は、春と秋に見頃を迎え、自由に見学することができます。

農政課 ☎245-5757

#### ④ 農政センター

本市農業について理解を深めるため、小学生等の施設見学及び収穫体験を実施しています。

⑤地域資源の活用

いずみ地区の地域資源である歴史や自然に親しみ交流を深めるため、千葉市ホームページに「いずみウォーク～歩いてたどるいずみ地区の歴史・文化・自然」を公開し、誰でもウォーキングに参加できるようにしています。

また、いずみまるごとマップの活用により、地域の魅力の情報発信に努めます。

農政課 ☎245-5757

(2) 農政センターのコミュニケーションエリアとしての活用検討

本市農業に対する市民の理解醸成を深めるため、農政センターのほ場エリア以外の部分について、市民を呼び込むコミュニケーションエリアとして活用を検討します。

農業経営支援課 ☎228-6271

(3) ふるさと農園

「都市と農業のふれあいの中心施設」として、実践的かつ経営的な視点を取り入れた初心者向け農業教育や、農に関わる市民を育成する講座を「農業体験教室」として開催するなど、農業のすそ野を広げるための取組みを行っています。

農政課 ☎245-5757

施策3 農村環境や森林環境の整備・保全

(1) 有害鳥獣対策事業【補助事業】

農作物を有害鳥獣による被害から防ぎ、安定的な農業生産を確保することを目的として、「千葉市鳥獣被害防止計画」に基づき、「千葉市鳥獣被害防止対策協議会」が実施する鳥獣の捕獲、侵入防止、害獣が住みにくい環境管理や農業者が狩猟免許を取得する際の費用等に対して補助金を交付しています。

○補助事業の概要

補助事業の内容	千葉市鳥獣被害防止計画に基づいた有害鳥獣の捕獲等の対策等の経費に対し補助金を交付
補助対象者	千葉市鳥獣被害防止対策協議会、農業協同組合又は農業者
補助率	千葉市鳥獣被害防止対策協議会が実施する対策に係る経費については10分の10以内。狩猟免許取得促進事業については3分の2以内。

	防除装置の設置等の対策については10分の5以内（ただし、上限額は5万円）
--	--------------------------------------

農業経営支援課 ☎228-6275

**（２）多面的機能支払【補助事業】**

地域資源の適切な保安全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う共同活動（農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理）に対し交付金を交付しています。

**○補助事業の概要**

**①農地維持支払**

交付対象者	農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
対象活動	（１）農地法面の草刈、水路の泥上げ等、基礎的保全活動 （２）地域資源の適切な保安全管理のための推進活動
交付単価	田 3,000 円/10a、 畑 2,000 円/10a
対象農用地	農振農用地区域内の農用地 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地

**②資源向上支払**

交付対象者	地域住民を含む活動組織
対象活動	（１）施設の軽微な補修（施設の機能診断、農道の部分補修等） （２）農村環境保全活動（植栽による景観形成等） （３）多面的機能の増進を図る活動（遊休農地の有効利用等）
交付単価	5年目まで 田 2,400 円/10a、 畑 1,440 円/10a 6年目以降 田 1,800 円/10a、 畑 1,080 円/10a ※①農地維持支払と併せて取り組むことが必要 ※（３）の活動に取り組めない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて（１）及び（２）の活動に取り組むことも可能
対象農用地	農振農用地区域内の農用地

農政課 ☎245-5764

### (3) 里山地区の指定

市民に身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林の保全管理を推進します。

#### ○里山地区の指定状況

名称	所在	面積	指定年月日	摘要
いずみの森	若葉区富田町 840-12 他	2.8ha	平成 13 年 12 月 28 日	土地使用貸借契約
ひらかの森	緑区平川町 98 他	2.2ha	平成 15 年 5 月 8 日	土地使用貸借契約
おぐらの森	若葉区小倉町 1497-2 他	5.0ha	平成 18 年 3 月 27 日	市有林
おおじの森	緑区大椎町 858 他	2.6ha	平成 25 年 3 月 27 日	土地使用貸借契約

農業経営支援課 ☎228-6275

### (4) 優良森林整備事業

#### 県単森林整備事業【補助事業】

森林の適正な整備を行い、林木の健全な成長を促進し、森林の持つ公益的機能を高度に発揮する優良な森林を造成することを目的とし、森林所有者に補助金を交付しています。

#### ○補助事業の概要

補助事業の内容	苗木の植栽による森林造成や下刈・枝打・間伐の事業に係る経費に対し補助金を交付
補助対象者	森林組合又は林業者 3 戸以上で組織する団体
補助率	補助対象経費の 10 分の 6 以内

農業経営支援課 ☎228-6275

### (5) 森林ボランティア

森林ボランティアの森林保全管理技術の習得や知識の提供を行うことにより、市民参加による森林の保全管理を推進します。

#### 【報奨金】

里山の管理等に係る委託契約に規定する管理面積 1 m<sup>2</sup>につき 20 円を乗じて得た額とします。ただし、年間 200,000 円を限度としています。

(千葉市里山の保全に関する要綱第 10 条)

## ○事業内容

事業区分	事業内容
技術研修会	対象：市民 森林作業技術の習得 年1回、市政だよりで募集 講師は、森林ボランティア団体の会員
安全研修会	対象：ボランティア参加者 安全講習と実習の研修 年1回 講師は、千葉県森林組合連合会

農業経営支援課 ☎228-6275

---

### (6) 林業体験教室

市民を対象に、森林作業の体験やひらたけの駒打ちなどを通し、林業への理解を深め、森林振興の一助としています。

農業経営支援課 ☎228-6275

## 【参考資料】

### [参考 I] 千葉市の農業概要

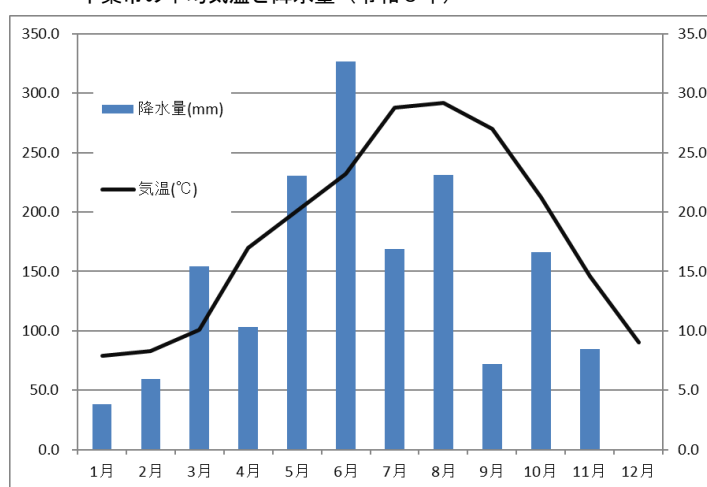
#### 1 千葉市の農業の現況

##### (1) 地勢と気象

千葉市の西南部は海岸線に臨んで市街地を形成し、東部・東南部は平坦な丘陵台地が連なる農業地帯となっている。市街地の中心部は主として都川流域の沖積低地と干潟の隆起により形成されており、一方内陸部は黄褐色の砂層で、礫石、貝類などの化石を含む成田層と呼ばれる洪積層からなり、その表面は関東ローム層で覆われている。

令和6年の年間平均気温は18度、年間降水量は1,634.5mmである。

千葉市の平均気温と降水量（令和6年）



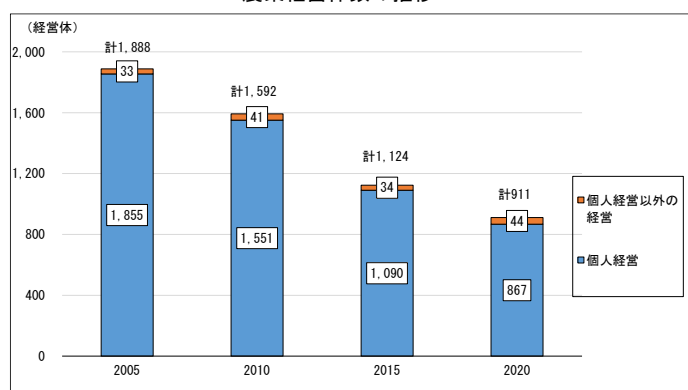
資料：気象庁ホームページ  
(千葉測候所観測記録)

##### (2) 農家

令和2年の本市の農業経営体は911経営体で、5年前に比べて213経営体減少している。

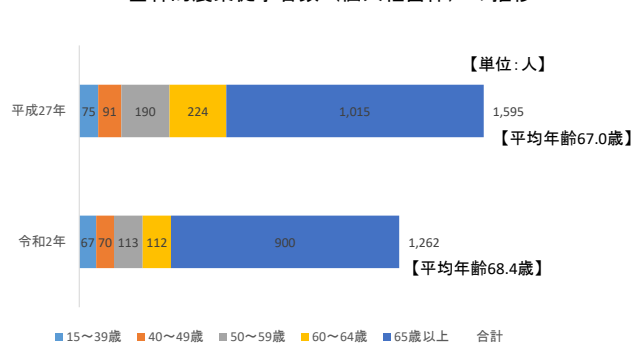
農業経営体のうち、個人経営体の基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は1,262人で、5年前に比べ333人減少した。また、平均年齢は68.4歳である。

農業経営体数の推移



資料：『2020年農林業センサス』

基幹的農業従事者数（個人経営体）の推移



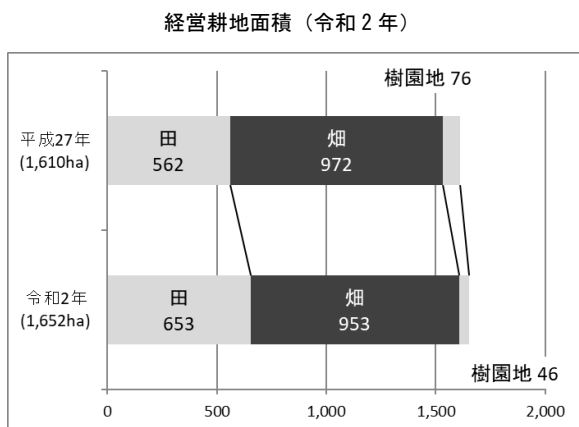
資料：『2020年農林業センサス』

### (3) 農地

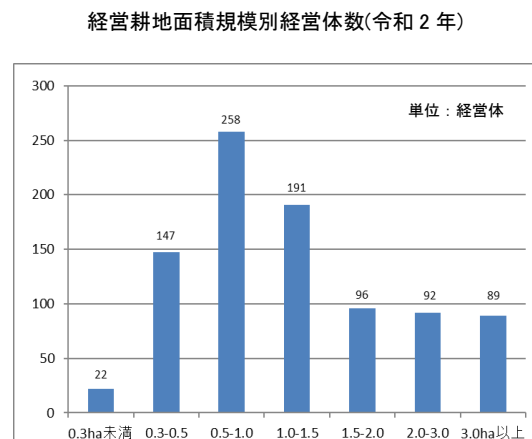
販売農家の経営耕地面積(平成27年)と、農業経営体(総数)の経営耕地面積(令和2年)では、田・畑の面積が増加している。また、経営耕地面積のうち、約58%が畑である。

経営耕地面積規模別経営体数(令和2年)は0.5~1haが254経営体で最も多く、全体の約29%を占める。

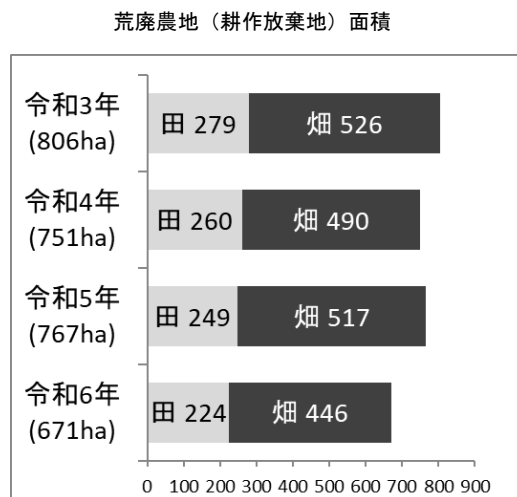
農業者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地面積は令和6年では671haとなっており、発生防止・解消が課題となっている。



資料：『2020年農林業センサス』



資料：『2020年農林業センサス』



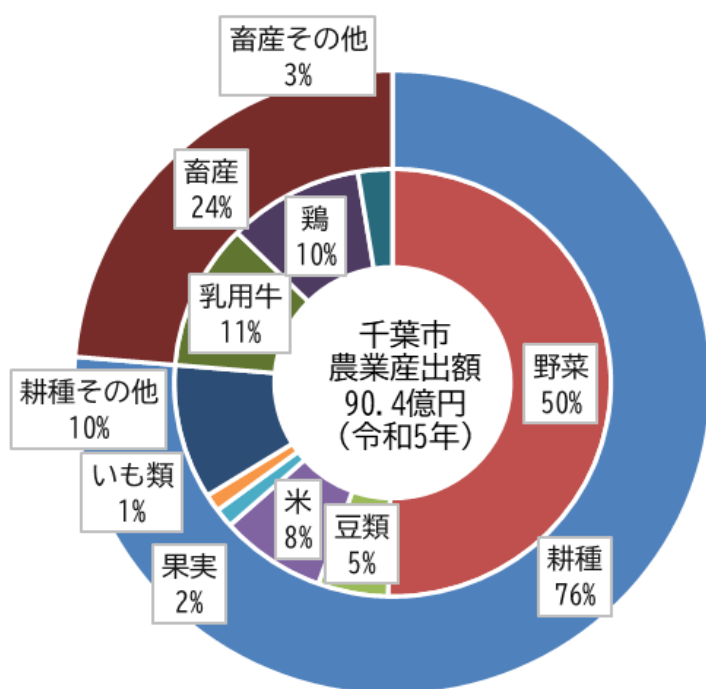
資料：『荒廃農地の発生・解消に関する調査』

#### (4) 農業産出額（令和5年 推計）

千葉市の農業産出額（推計）は、90.4億円で県内15位に位置しており、野菜をはじめ米、果樹、畜産など多様な農業生産が行われている。

産出額の内訳は、野菜が45億5千万円と半分を占めており県内8位の産出額である。酪農も盛んで、乳用牛が10億円で県内11位の産出額を誇っている。

また、豆類が4億7千万円と県内3位の産出額である。



資料：『令和5年 市町村別農業産出額（推計）』

主な品目（耕種）	農業産出額（億円）	県内順位
野菜	45.5	8
ねぎ	4.8	9
にんじん	4.7	8
ほうれんそう	2.8	8
トマト	3.4	7
いちご	3.1	6
キャベツ	2.1	4
すいか	1.7	8
さといも	1.1	7
だいこん	1.4	13
やまのいも	1.0	6
レタス	1.3	3
はくさい	1.0	1
なす	0.6	9
きゅうり	0.7	15
たまねぎ	0.6	3
ブロッコリー	0.5	2
ピーマン	0.3	4
メロン	0.1	18
豆類	4.7	3
米	7.1	27
果実	1.3	16
日本なし	0.5	18
くり	0.3	1
ぶどう	0.2	10
いも類	1.2	10
工芸農作物	0.0	4

主な品目（畜産）	農業産出額（億円）	県内順位
乳用牛	10.0	11
生乳	9.2	11
乳牛	0.8	4
鶏	9.1	14
肉用牛	0.1	27

#### 【市町村別農業産出額（推計）の概要】（農水省HPより）

令和5年生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を市町村別に按分して作成した加工統計である。

## 2 各区の農業概要

### (1) 中央区

本区は、ほとんどが市街化区域であり、農家数、経営耕地面積とも少ない地域で、少量多品目の農業が営まれている。

また、生産緑地地区数が最も多く、市民農園等、貴重な緑地空間を市民に提供している。

### (2) 花見川区

本区は、市街地の周辺に農地を有し、露地野菜の産地が形成されているほか、観光農園や直売など地場流通が行われている。

また、市農業施設として、ふるさと農園が整備されており、都市と農村の交流拠点となっている。

### (3) 稲毛区

本区は、市街化区域が多く、農家数、経営耕地面積とも少ない地域であり、露地野菜の栽培が行われているほか、市街化区域の立地性を活かし、市民農園が設置されている。

### (4) 若葉区

本区は、農家数、経営耕地面積とも市内で最も多く、本市最大の農業生産地域であり、市民農園、観光農園、直売など都市住民との交流、地場流通への取り組みが行われている。

市農業施設として、農政センターがあり、いずみグリーンビレッジ事業の3拠点施設（富田さとにわ<sup>こうえん</sup>・下田農業ふれあい館・中田やつ<sup>こうえん</sup>耕園）が整備されており、都市と農村の交流拠点となっている。

なお、市内で最も森林の多い地域で、いずみの森・おぐらの森が「里山地区」に指定されており、森林とのふれあいの場を提供している。

### (5) 緑区

本区は、農家数、経営耕地面積とも市内で若葉区について多く、代表的な農業生産地域となっている。

地域の農家が連携した観光農園が整備されているほか、市民農園、直売など都市住民との交流、地場流通への取り組みが行われている。

また、若葉区に次いで森林の多い地域で、ひらかの森・おおじの森が「里山地区」に指定されており、森林とのふれあいの場を提供している。

### (6) 美浜区

本区は、農地及び森林を有さないが、地産地消キャンペーンなど地産地消の取り組みが行われている。

### 3 農業生産の状況

#### (1) 園 芸

##### ア 露地野菜

露地野菜の主な栽培品目は、春夏ニンジン・秋冬ニンジン、サツマイモなどの根菜類と、ホウレンソウ・コマツナなどの葉菜類である。ニンジンは、野菜生産出荷安定法による野菜指定産地に指定されているが、近年、農業者の高齢化などにより生産者が減少しつつある。また、ウイルスフリー種球を利用したラッキョウや直売用の野菜への取り組みが増えている。

地域別にみると、若葉区・緑区は、本市の主要な農業地帯であり、秋冬ニンジンを基幹に、サツマイモ・ネギ・コマツナなどが栽培されている。花見川区では、幕張地区を中心に、春夏ニンジンを基幹として、ネギ・キャベツ・ホウレンソウなどが栽培されている。市街化の進んだ稲毛区・中央区においては、直売用の多品目な野菜が栽培されている。

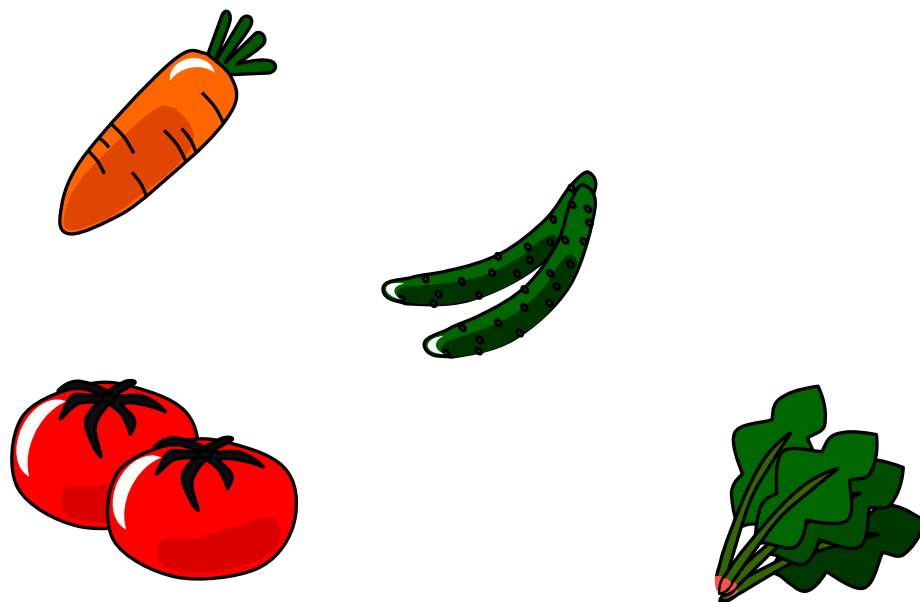
##### イ 施設野菜

施設野菜は、昭和38年から大型ビニールハウスの整備により、キュウリ・トマトの促成及び抑制栽培、イチゴの促成栽培が始まった。

現在の主な栽培品目は、トマト・イチゴ・サラダ菜である。

地域別にみると、花見川区や若葉区では、水耕や土耕によるトマトが直売用として多く栽培されている。

若葉区・緑区では、イチゴが多く栽培されており、近年は高設栽培施設を導入した観光農園が増加している。また、企業的な農業経営として、サラダ菜団地が整備されている。



## ウ 花・植木

花については、洋ラン・観葉植物・シクラメン・花壇苗・切り花などを中心に、市内全域で生産されているが、なかでも緑区は、シクラメンなど鉢物生産の中心となっている。

植木については、緑区が主体で、ツツジ類・サツキ類を中心とした、さまざまな需要に対応できるような幅をもった少量多品目生産が行われている。

## エ 果 樹

果樹は、昭和31年に泉地区を中心としてクリが新植されたのを契機に、ブドウ・ナシも導入されるようになり、栽培面積が増加していた。

また、近年の農業事情や少量多品目へと消費の傾向が変化していることを反映して、ブルーベリーなど多種類の果樹の導入も増えている。

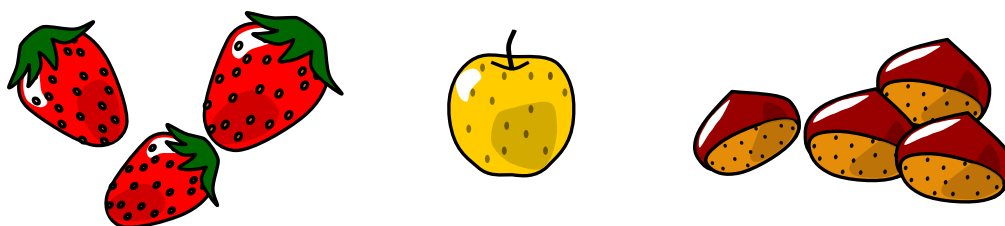
## オ 観光農業

昭和36年に若葉区小倉町の小倉ぶどう組合が、市民にブドウ園を開放したのが観光農業（農園）の始まりである。

昭和49年には、ブドウ・ナシ・クリ・サツマイモの4品目を対象として、千葉市観光農業組合連合会を組織し、昭和54年にイチゴ・タケノコを加え、近年ではカキ・ブルーベリーなども新たに対象品目として、多品目にわたり観光農園化し、市民が気軽に農業に接することのできる場として親しまれている。

土気地区では、地域の農家が連携し「収穫を体験する楽しさ」を1年を通じて届けるために、一大体験型農園ゾーン「フルーツランドとけ」として観光農園を展開している。

また、昭和30年代から栽培が始まったイチゴは、消費地に近く、採りたての完熟のイチゴが提供できる利点を活かして、現在では市内16か所にイチゴの観光農園がある。特にイチゴの観光農園が多い若葉区・緑区では、観光農園が連携し、「千葉市観光いちご園～ハッピーベリーガーデンズ～」に取り組んでおり、環境への負荷に考慮しながら、安全・安心で高品質なイチゴを生産しつつ、首都圏や地域の来園者を満足させ、リピーターに飽きさせないよう農園同士で切磋琢磨している。イチゴは市の奨励品目として選定されている市の特産品であり、花見川区・若葉区・緑区にあるイチゴの観光農園では、1月～5月まで、長い期間いちご狩りを楽しむことが出来る。



## (2) 農 産

水稲と落花生が基幹作物として生産されている。水稲については、集落を単位としたライスセンターが12か所整備され、作業受委託を行っている。

また、落花生については、作付面積の減少はあるものの、県内上位の生産を占めている。

## (3) 畜 産

### ア 酪農及び肉用牛

酪農は、本市畜産の中核であり、県下においても上位の飼養頭数及び産出額を維持している。

肉用牛は、肥育及び繁殖による肉用牛生産を行っている。

おもに、若葉区・緑区で生産され、一部花見川区の都市近郊で生産されているが、飼料価格の高騰や環境問題など、種々の課題を抱えている。

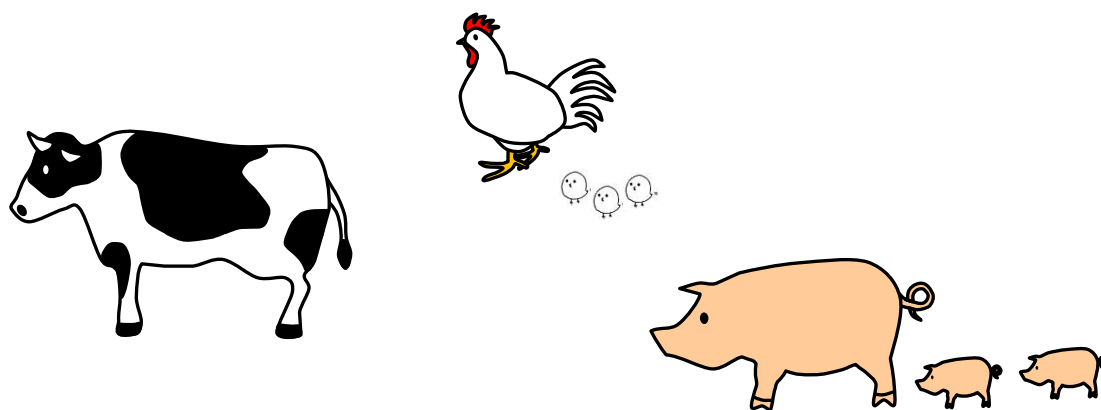
### イ 養 豚

養豚は、子豚生産から肉豚生産まで行う一貫経営である。

### ウ 養 鶏

採卵鶏・ブロイラーともに、平成23年3月に本市で発生した高病原性鳥インフルエンザの影響により、一時的に飼養羽数が減少し徐々に回復したが、平成26年2月の大雪被害により、再び飼養羽数が減少した。

若葉区で生産されているが、飼料価格の高騰や環境問題など、種々の課題を抱えている。



## [参考Ⅱ] 統計資料

### 利用上の注意

1. 統計表の掲載数値の時点は、各表の欄外に出典や特記の記載がない限り、令和7年3月末日現在のものである。
2. 統計表中の「-」は、該当数字がないものである。
3. 統計表中の「X」は、集計対象が少なく、回答者が特定される可能性がある場合に用いるものである。

## 1 千葉市の農業統計

### ○市勢

#### (1) 千葉市の人口

	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (戸)	総数(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	千葉市域の変遷	
			計	男	女			
大正10年	15.22	6,918	33,887	17,093	16,794	2,226	市制施行 12年 蘇我町他1町2村編入 19年 千城村編入 29年 犢橋村、幕張町編入 30年 生浜町他2村編入 38年 泉町編入 44年 土気町編入	
14	15.22	8,788	41,806	20,569	21,237	2,747		
昭和5年	15.22	10,537	49,088	24,212	24,876	3,225		
10	15.22	11,938	57,446	28,218	29,228	3,774		
15	66.88	18,086	92,061	45,272	46,789	1,377		
22	86.33	25,529	122,006	61,070	60,936	1,413		
25	86.33	28,228	133,844	66,850	66,994	1,550		
30	158.81	40,868	197,962	99,277	98,685	1,247		
35	160.99	56,056	241,615	123,310	118,305	1,501		
40	211.97	85,295	332,188	170,413	161,775	1,567		
45	249.95	136,241	482,133	245,240	236,893	1,929		
50	262.75	196,206	659,356	334,616	324,740	2,509		
55	271.72	235,735	746,430	376,861	369,569	2,747		
60	272.12	252,960	788,930	397,582	391,348	2,899		
平成2年	272.54	284,293	829,455	419,505	409,950	3,043	(国勢調査値)	
7	272.07	316,466	856,878	433,612	423,266	3,149		
12	272.08	354,912	885,110	446,129	438,981	3,253		
17	272.08	373,766	924,319	462,961	461,358	3,397		
20	272.08	394,223	947,223	473,042	474,181	3,481		
21	272.08	401,215	955,279	476,994	478,285	3,511		
22	272.08	406,309	961,749	480,194	481,555	3,535		
23	272.08	409,301	963,120	480,493	482,627	3,540		
24	272.08	412,738	963,557	480,240	483,317	3,541		
25	272.08	416,066	964,055	480,393	483,662	3,543		
26	272.08	420,614	965,679	481,127	484,552	3,549		
27	271.76	417,857	971,882	482,840	489,042	3,576		
28	271.76	423,048	972,217	482,299	489,918	3,577		
29	271.77	428,823	972,475	482,018	490,457	3,578		
30	271.77	434,902	973,250	481,660	491,590	3,595		
令和元年	271.77	441,786	974,874	481,845	493,029	3,606		(国勢調査値)
2	271.78	447,982	974,951	481,246	493,705	3,612		
3	271.78	454,065	977,762	482,373	495,389	3,598		
4	271.76	460,153	978,801	482,123	496,678	3,602		
5	271.76	465,686	979,532	482,072	497,460	3,604		
6	271.76	475,327	984,598	484,356	500,242	3,604		
7	271.76	483,317	987,361	485,438	501,923	3,604		

資料：政策企画課統計室調べ（各年10月1日現在）

## ○農家

### (1) 農家数

(単位：戸)

区分 年・区名	総農家数					土地持ち 非農家 (参考)
	合計	販売農家		自給的農家		
		専業農家	兼業農家			
平成 17	2,910	1,859	474	1,385	1,051	1,312
22	2,638	1,546	381	1,165	1,092	1,472
27	2,013	1,090	392	698	923	1,319
令和 2	1,687	862	-	-	825	-
中央区	119	40	-	-	79	-
花見川区	286	142	-	-	144	-
稲毛区	121	33	-	-	88	-
若葉区	667	392	-	-	275	-
緑区	491	254	-	-	237	-
美浜区	3	1	-	-	2	-

出典：『2005、2010、2015、2020年農林業センサス』（農林水産省）（令和2年：専業農家、兼業農家、土地持ち非農家集計なし）

### (2) 農産物販売金額規模別農家数

(単位：戸)

区分 年・区名	合計	販売金額規模別			
		500万未満	500万～1,000万未満	1,000万～3,000万未満	3,000万以上
平成 17	1,859	1,596	156	73	34
22	1,546	1,363	100	64	19
27	1,090	937	71	60	22
		500万未満	500万～1,000万未満	1,000万～3,000万未満	5,000万以上
令和 2	911	745	76	59	31
中央区	43	39	3	1	0
花見川区	146	116	22	7	1
稲毛区	35	33	0	1	1
若葉区	413	349	34	16	14
緑区	271	206	17	34	14
美浜区	3	2	0	0	1

出典：『2005、2010、2015年農林業センサス』（農林水産省）販売規模別農業者数（販売農家）

：『2020年農林業センサス』（農林水産省）販売規模別農業者数（総数）

(3) 経営耕地面積規模別農家数 (販売農家)

(単位：戸)

区分 年・区名	農家数	0.3ha未 満	0.3~0.5 ha	0.5 ~ 1.0 ha	1.0~1.5 ha	1.5 ~ 2.0 ha	2.0~3.0 ha	3.0ha 以 上
22	1,546	14	276	537	318	191	128	82
27	1,090	21	186	363	212	130	98	80
※令和 2	897	22	147	258	191	96	92	91
中 央 区	41	4	13	14	3	2	1	4
花 見 川 区	146	4	27	44	39	15	10	7
稲 毛 区	34	0	8	17	8	0	1	0
若 葉 区	405	8	60	105	89	49	52	42
緑 区	268	5	39	78	51	30	28	37
美 浜 区	3	1	0	0	1	0	0	1

出典：『2005、2010、2015年農林業センサス』（農林水産省）経営耕地面積規模別農家数  
：『2020年農林業センサス』（農林水産省）経営耕地面積規模別経営体数

※令和2年は農業経営体が対象（単位：経営体）

(4) 農家人口の年齢構成 (販売農家)

(単位：人)

区分 年・区名	農 家 人 口										
	男							女			
	14歳 以下	15~ 29歳	30~ 59歳	60歳 以上	14歳 以下	15~ 29歳	30~ 59歳	60歳 以上			
平成 17	7,642	3,785	337	619	1,409	1,420	3,857	307	560	1,305	1,685
22	5,887	2,922	225	432	1,075	1,190	2,965	207	395	982	1,381
27	3,709	1,879	102	237	618	922	1,830	105	207	547	971
令和 2	2,709	1,391	55	136	440	760	1,318	60	114	377	767
中 央 区	139	72	2	5	23	42	67	2	4	19	42
花 見 川 区	492	248	7	38	90	113	244	9	32	77	126
稲 毛 区	104	55	2	5	18	30	49	0	4	15	30
若 葉 区	1,196	614	36	56	172	350	582	37	36	160	349
緑 区	776	401	8	32	137	224	375	12	38	106	219
美 浜 区	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1

出典：『2005、2010、2015年農林業センサス』（農林水産省）年齢別世帯員数  
：『2020年農林業センサス』（農林水産省）年齢階層別世帯員数

## (5) 基幹的農業従事者数

(単位：人)

年・区分名	区分	基幹的農業従事者	農 業 従 事 者	
			男	女
平成	17	2,717	1,365	1,352
	22	2,270	1,193	1,077
	27	1,595	870	725
令和	2	1,262	749	513
	中 央 区	58	34	24
	花 見 川 区	243	151	92
	稲 毛 区	46	26	20
	若 葉 区	536	309	227
	緑 区	377	228	149
	美 浜 区	2	1	1

出典：『2005、2010、2015年農林業センサス』（農林水産省）年齢別基幹的農業従事者数（農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数）

：『2020年農林業センサス』（農林水産省）年齢階層別の基幹的農業従事者数（仕事の主で、主に自営農業に従事した世帯員数）

## (6) 自営農業従事日数階層別の農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数）

(単位：人)

年・区分名	区分	農 業 従 事 者										
			男				女					
			29日以下	30～59日	60～149日	150日以上	29日以下	30～59日	60～149日	150日以上		
令和	2	2,014	1,135	187	131	208	609	879	220	97	168	394
	中 央 区	108	60	14	6	15	25	48	11	7	12	18
	花 見 川 区	357	203	23	19	26	135	154	24	20	21	89
	稲 毛 区	82	45	9	7	8	21	37	8	6	8	15
	若 葉 区	892	496	94	67	98	237	396	120	40	77	159
	緑 区	573	330	47	32	61	190	243	57	24	50	112
	美 浜 区	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1

出典：『2020年農林業センサス』（農林水産省）自営農業従事日数階層別の農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数）

## ○農地

### (1) 耕地面積

(単位：ha)

区分 年	耕 地						
		田 耕 地			畑 耕 地		
		本地	けい畔		本地	けい畔	
平成 23	3,860	926	877	49	2,940	—	—
24	3,830	920	871	49	2,910	—	—
25	3,790	912	864	48	2,880	—	—
26	3,750	905	866	39	2,840	—	—
27	3,710	899	860	39	2,810	—	—
28	3,670	893	855	38	2,770	—	—
29	3,610	885	847	38	2,730	—	—
30	3,600	880	842	38	2,720	—	—
令和元	3,580	869	832	37	2,710	—	—
2	3,570	868	831	37	2,700	—	—
3	3,540	859	822	37	2,680	—	—
4	3,530	856	819	37	2,670	—	—
5	3,530	856	819	37	2,670	—	—
6	3,540	858	821	37	2,680		

出典：『平成23年～令和6年作物統計調査』（農林水産省）

### (2) 経営耕地面積

(単位：ha)

区分	総面積			
	田	畑	樹園地	
平成 17	2,162	679	1,390	93
22	1,957	657	1,210	90
27	1,481	495	910	75
令和 2	1,652	653	953	46
中央区	58	34	23	1
花見川区	172	36	133	3
稲毛区	26	3	20	3
若葉区	710	325	354	32
緑区	528	231	292	6
美浜区	157	24	132	1

出典：『2005、2010、2015年農林業センサス』（農林水産省）経営耕地の状況（販売農家）

：『2020年農林業センサス』（農林水産省）経営耕地の状況（農業経営体（総数））

※端数処理により、総面積と内訳の合計が一致しない場合があります。

## (3) 農業振興地域面積・農用地区域面積

(単位：ha)

年・区分	農 業 振 興 地 域							農用地 区域外
	農 用 地	農 業 振 興 地 域					農 業 用 地 施 設 用 地	
		田	畑	樹 園 地				
平成 26	13,638	2,147	883	1,232	22	10	11,490	
27	13,638	2,147	883	1,232	22	10	11,491	
28	13,638	2,149	883	1,234	22	10	11,491	
29	13,638	2,145	883	1,230	22	10	11,493	
30	13,638	2,140	881	1,225	22	12	11,498	
令和 元	13,638	2,140	881	1,225	22	12	11,498	
2	13,638	2,087	873	1,172	20	22	11,551	
3	13,638	2,083	872	1,167	20	24	11,555	
4	13,638	2,081	872	1,165	20	24	11,557	
5	13,638	2,080	872	1,163	21	24	11,558	
<b>6</b>	<b>13,638</b>	<b>2,078</b>	<b>872</b>	<b>1,161</b>	<b>21</b>	<b>24</b>	<b>11,560</b>	
中 央 区	474	13	13	0	0	0	461	
花 見 川 区	1,680	328	149	178	0	1	1,352	
稲 毛 区	315	4	4	0	0	0	311	
若 葉 区	6,783	1,010	450	533	19	8	5,773	
緑 区	4,386	723	256	450	2	15	3,663	
美 浜 区	—	—	—	—	—	—	—	

資料：農地活用推進課調べ

(4) 生産緑地地区数・面積

年・区名	区分	市街化 区域内 農地面積 (ha)	生産緑地 地区数 (地 区)	生産緑地 面積 (ha)	生産緑地 面積指定率 (%)	宅 地 農 面 積 (ha)	化 地 積
平成	27	265.92	467	106.43	40.0	156.63	
	28	254.89	459	103.57	40.6	148.78	
	29	245.13	449	101.03	41.2	141.14	
	30	236.05	442	98.07	41.5	135.44	
	元	224.08	434	95.53	42.6	127.56	
令和	2	217.09	426	94.54	43.5	119.47	
	3	205.05	419	91.46	44.6	111.08	
	4	195.04	411	88.96	45.6	106.08	
	5	204.35	403	87.11	42.6	117.24	
	6	187.45	369	77.86	41.5	109.59	
	7	178.02	354	75.24	42.3	102.78	
		中央区		103	17.53		
	花見川区		74	16.85			
	稲毛区		63	16.87			
	若葉区		55	12.54			
	緑区		59	11.45			
	美浜区		—	—			

生産緑地の田畑面積 (単位: ha)

計	田	畑
75.24	6.18	69.06

資料: 「固定資産税課税台帳」 生産緑地地区数・面積は都市計画課調べ

(5) 荒廃農地(耕作放棄地)面積 (単位: ha)

年	区分	総面積	田	畑	樹園地
令和	2	826	281	544	1
	3	806	279	526	1
	4	751	260	490	1
	5	767	249	517	1
	6	671	224	446	1

資料: 『荒廃農地の発生・解消状況に関する調査』  
※数値には、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地を含む。

資料: 農業委員会事務局調べ

## ○生産状況

はじめに...

- 「生産農業所得統計」と「青果物出荷統計」が平成18年度を最後に廃刊となったため、市町村単位の農業産出額や主要品目の作付面積等の把握が出来なくなりました。
- そこで、平成23年(度)産より、既存の情報を収集し、千葉市農業を把握するために必要なデータとしてまとめました。
- なお、一般作物(水稲を除く)及び園芸作物については、千葉市農業基本計画で定められた農業振興の目標を達成するための奨励品目として産地育成していく10品目<sup>※</sup>を選定し、千葉みらい農業協同組合の協力を得ながら現状で把握出来るデータを取りまとめました。よって調査対象は、千葉市全域を捉えたものではありませんので、ご注意下さい。  
<sup>※</sup>10品目・・・ラッカセイ、サツマイモ、ニンジン、ネギ、ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ラッキョウ、トマト(ミニトマト)、イチゴ

### (1) 一般作物の作付面積・収穫量

年		水稲		ラッカセイ	サツマイモ		
		作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	市場出荷分		しよいか〜ご 千葉店出荷分
					出荷量(t)	販売額 (千円)	販売額 (千円)
令和	2	674	3,460	626	13	2,728	11,848
	3	648	3,370	605	33	5,900	14,387
	4	635	3,230	592	78	10,921	14,078
	5	638	3,320	579	52	6,575	14,556
	<b>6</b>	<b>644</b>	<b>3,370</b>	<b>568</b>	<b>34</b>	<b>10,034</b>	<b>14,983</b>

出典：『令和2～6年作物統計調査』（農林水産省）（水稲）、千葉市推計値（ラッカセイ）

：千葉みらい農業協同組合実績（サツマイモ） ※対象期間：年（1月～12月）

（注）出荷量と販売額は相関関係がない。

### (2) 園芸作物の作付面積・出荷量・販売額

年	区分	ニンジン			
		作付面積 (ha)	出荷量 (t)	販売額(千円)	
				市場出荷分	しよいか〜ご 千葉店出荷分
令和	2	110	3,534	284,767	16,403
	3	108	2,333	279,067	17,011
	4	103	2,595	242,908	18,425
	5	99	2,634	319,465	18,089
	<b>6</b>	<b>97</b>	<b>2,198</b>	<b>335,446</b>	<b>18,004</b>

出典：『令和2～6年作物統計調査』（農林水産省）（作付面積）、千葉みらい農業協同組合実績（出荷量及び販売額） ※対象期間：年（1月～12月）

（注）出荷量と販売額は相関関係がない。

区分 年度	ネギ			ホウレンソウ		
	市場出荷分		しよいか〜ご 千葉店 出荷分	市場出荷分		しよいか〜ご 千葉店 出荷分
	出荷量(t)	販売額 (千円)	販売額 (千円)	出荷量(t)	販売額 (千円)	販売額 (千円)
令和 2	290	38,737	36,331	33	11,823	21,090
3	195	30,688	30,563	37	12,482	16,850
4	251	36,945	31,675	39	13,522	19,566
5	210	35,994	25,995	44	14,362	19,725
6	191	42,432	27,319	41	16,573	17,008

区分 年度	コマツナ			キャベツ		
	市場出荷分		しよいか〜ご 千葉店 出荷分	市場出荷分		しよいか〜ご 千葉店 出荷分
	出荷量(t)	販売額 (千円)	販売額 (千円)	出荷量(t)	販売額 (千円)	販売額 (千円)
令和 2	172	38,170	18,173	712	43,866	11,494
3	194	39,159	12,472	592	32,622	10,239
4	160	34,104	13,094	468	28,585	10,739
5	157	34,961	13,557	361	24,910	12,246
6	147	36,184	13,429	316	40,278	15,943

区分 年度	ラッキョウ		
	市場出荷分		しよいか〜ご 千葉店 出荷分
	出荷量(t)	販売額 (千円)	販売額 (千円)
令和 2	9	3,801	3,657
3	7	3,227	1,710
4	9	3,866	2,519
5	9	1,739	2,581
6	13	3,929	2,408

資料：千葉みらい農業協同組合実績

※対象期間：年（1月～12月）（注）出荷量と販売額は相関関係がない。

区分 年度	トマト(ミニトマト)			イチゴ		
	作付面積 (ha)	出荷量 (t)	販売額 (千円)	作付面積 (ha)	出荷量 (t)	販売額 (千円)
令和 2	3.5	241	171,446	6.0	192	210,865
3	3.2	233	166,054	6.2	199	219,229
4	2.9	203	149,719	6.4	204	224,061
5	2.9	199	137,891	6.3	202	296,244
<b>6</b>	<b>2.9</b>	<b>210</b>	<b>150,963</b>	<b>6.4</b>	<b>226</b>	<b>314,237</b>

資料：農業生産振興課調べ

※対象期間：年（1月～12月）、出荷量及び販売額は推定値である。

### （3）家畜の飼養頭羽数・畜産物の出荷量

区分 年度	乳用牛		肉用牛	豚	ブロイラー	採卵鶏
	飼養頭羽数 (頭)	出荷量 (生乳)(t)	飼養頭羽数	飼養頭羽数	飼養頭羽数 (千羽)	飼養頭羽数 (千羽)
令和 2	1,338	8,495	X	X	1,370	200
3	1,332	9,251	X	X	1,347	200
4	1,325	10,676	X	X	1,347	X
5	1,534	11,800	X	X	1,347	X
<b>6</b>	<b>1,440</b>	<b>13,134</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>1,375</b>	<b>X</b>

資料：農業生産振興課調べ

※対象期間：飼養頭羽数は年度（4月～翌年3月）、出荷量は年（1月～12月）

※乳用牛（飼養頭羽数）：令和3年度までは、成牛と育成牛の合計、令和4年度以降は成牛のみ。



(1) 養液栽培の農家数・生産面積

(単位：戸、㎡)

区分 年度	トマト (ミニトマト)		イチゴ		葉菜類 (サラダ菜等)		合計	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
令和 2	14	26,159	16	32,472	9	48,975	39	107,606
3	13	23,514	18	35,508	9	48,975	39	107,606
4	13	22,920	18	37,786	9	48,975	40	109,681
5	13	22,920	18	37,786	9	48,975	40	109,681
<b>6</b>	<b>14</b>	<b>24,450</b>	<b>19</b>	<b>39,518</b>	<b>9</b>	<b>48,975</b>	<b>42</b>	<b>112,943</b>

資料：農業生産振興課調べ

(2) 乳用牛、肉用牛及び豚の飼養農家数・飼養頭数

区分 年度	乳用牛		肉用牛		豚	
	農家戸数 (戸)	頭数 (頭)	農家戸数 (戸)	頭数 (頭)	農家戸数 (戸)	頭数 (頭)
令和 2	24	1,338	2	X	2	X
3	23	1,332	2	X	2	X
4	21	1,784	1	X	2	X
5	19	1,972	1	X	1	X
<b>6</b>	<b>17</b>	<b>1,925</b>	<b>1</b>	<b>X</b>	<b>1</b>	<b>X</b>

資料：農業生産振興課調べ

(3) ブロイラー及び採卵鶏の飼養農家数・飼養羽数

区分 年度	ブロイラー		採卵鶏	
	農家戸数 (戸)	羽数 (万羽)	農家戸数 (戸)	羽数 (千羽)
令和 2	5	137	3	200
3	5	135	3	200
4	5	135	2	X
5	5	135	2	X
<b>6</b>	<b>5</b>	<b>137</b>	<b>1</b>	<b>X</b>

資料：農業生産振興課調べ

## ○森林

### (1) 森林面積・市民一人当たりの森林面積

項 目	年	平成	28	29	30	令和	2	3	4	5	6
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
森林総面積 (ha)	4,864	4,802	4,779	4,767	4,744	4,742	4,507	3,931	3,931	3,931	
民 有 林	4,863	4,801	4,778	4,766	4,743	4,741	4,506	3,930	3,930	3,930	
	地域森林計画 対象民有林	4,287	4,225	4,202	4,190	4,165	4,165	3,930	3,930	3,930	
	地域森林計画 対象外民有林	576	576	576	576	576	576	-	-	-	
国 有 林	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
人 口 (人)	971,882	973,549	975,140	977,247	980,203	974,951	977,762	978,801	979,532	984,598	
一 人 当 り 森 林 面 積 (㎡)	50	49	49	49	48	49	46	40	40	40	

出典：平成27～令和6年度『千葉県森林・林業統計書』（令和4年度から、地域森林計画の対象外民有林は集計対象外）

※数値は小数点以下四捨五入等で表示のため、一致しない場合があります。

### (2) 民有林齢級別面積

(単位：ha)

種別	齢級	I	II	III	IV	V	VI	VII	小計	VIII 以 上	計
	人 工 林	スギ	2	0	6	18	10	12	23	71	1,267
ヒノキ		0	0	2	4	4	4	3	17	142	159
(小計)		2	0	8	22	14	16	26	88	1,409	1,497
マツ		0	0	0	0	0	0	0	0	12	12
クヌギ		2	0	0	0	0	0	0	2	7	9
計		4	0	8	22	14	16	26	90	1,428	1,518
天 然 林	ザツ	3	13	3	7	11	10	13	60	1,675	1,735
	その他	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	計	3	13	3	8	11	10	13	61	1,675	1,736
合 計	7	13	11	30	25	26	39	151	3,103	3,254	

資料：千葉県農林水産部森林課調べ（令和3年度） ※数値は小数点以下四捨五入等で表示

※齢級：I 齢級（1～5年）、II 齢級（6～10年）、III 齢級（11～15年）、IV 齢級（16～20年）、  
V 齢級（21～25年）、VI 齢級（26～30年）、VII 齢級（31～35年）、VIII 齢級（36年以上）

### (3) 里山地区

指定年月日	名称	所在地	面積 (ha)
平成13年12月28日	いずみの森	若葉区富田町840-12他	2.8
平成15年5月8日	ひらかの森	緑区平川町98他	2.2
平成18年3月27日	おぐらの森	若葉区小倉町1497-2他	5.0
平成25年3月27日	おおじの森	緑区大椎町858他	2.6

資料：農業経営支援課調べ（令和7年12月末日現在）

## ○農業振興

### (1) 農業経営改善計画認定数 (単位：経営体)

年 度	区 分	農業経営改善計画認定数		
			うち新規に認定を受けた計画数	うち再び認定を受けた計画数
令和	2	176 (34) [14]	7 (3) [2]	26 (4) [2]
	3	174 (37) [15]	7 (3) [2]	35 (4) [4]
	4	169 (37) [17]	3 (1) [1]	23 (4) [2]
	5	170 (34) [14]	13 (1) [0]	20 (5) [2]
	<b>6</b> (令和7年3月末)	<b>158 (28)</b> [14]	<b>13 (1)</b> [0]	<b>13 (4)</b> [1]

資料：農地活用推進課調べ

※ ( ) は法人数、[ ] は女性認定農業者数

### (2) 新規就農希望者向け研修受講者数

(単位：人)

年 度	区 分	新規就農アドバンス研修生・ ニューファーマー育成研修生	新規就農希望者研修生*		
			(研修1年目) 基礎研修	(研修2年目) 農家研修	(研修3年目) 実地研修
令和	2	—	2	3	3
	3	2 (R3生:2)	0	2	3
	4	3 (R3生:2、R4生:1)	1	0	2
	5	5 (R4生:1、R5生:4)	0	1	0
	<b>6</b>	<b>8 (R5生:4、R6生:4)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>

資料：農業経営支援課調べ

※令和4年度生の募集をもって終了。

### (3) 新規農業参入の状況

年 度	区 分	件 数 (件)		面 積 (㎡)	
			う ち 法 人		う ち 法 人
令和	2	13	7	116,622	64,457
	3	16	12	182,737	154,653
	4	20	7	148,981	50,955
	5	33	9	166,625	65,702
	<b>6</b>	<b>25</b>	<b>5</b>	<b>82,568</b>	<b>29,646</b>

資料：農地活用推進課（農業委員会事務局）調べ

(4) 転作等の実施状況

(単位：ha)

事業名		転作等推進事業					
区分	主要作物	令和2年度 実施面積	3年度 実施面積	4年度 実施面積	5年度 実施面積	6年度 実施面積	
主要 転 作 物	戦略作物	飼料作物	3.3	3.3	3.0	3.0	3.0
		大豆	1.6	1.7	1.7	1.5	1.4
		新規需要米	37.7	56.8	66.1	62.1	53.5
		加工用米	14.3	20.5	21.5	23.6	23.6
		その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		小計	57.0	82.4	92.4	90.3	81.6
	その他作物	豆類	1.9	1.8	1.8	1.5	1.8
		地力増進	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3
		花き類	3.3	3.3	3.3	3.3	2.9
		果樹類	10.2	10.2	10.1	9.9	9.8
		景観形成	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		野菜	24.0	23.2	22.3	24.3	20.9
		その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	41.5	40.6	39.5	40.9	37.2	
転作物合計		98.5	123.0	131.9	131.2	118.8	
自己保全管理		390.5	391.7	388.2	394.3	398.9	
調整水田		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
総計		489.3	515.0	520.4	525.8	518.0	

資料：農業生産振興課調べ（令和6年12月末日現在）

※自己保全管理は不作付地を含む。

(5) 農業近代化資金の融資状況

年度	区分	件数	融資額 (千円)	融資内容
平成	27	—	—	—
	28	—	—	—
	29	1	33,000	ハウス建築
	30	—	—	—
令和	元	—	—	—
	2	1	16,000	農作業場建設
	3	1	33,000	畜舎新築
	4	1	4,730	農業用機械購入（トラクター等）
	5	2	46,720	ハウス建築
	6	—	—	—

資料：農業経営支援課調べ

(6) 農業後継者対策資金の融資状況

年度	区分	件数	融資額 (千円)	融資内容
平成	27	1	1,110	ストロングハウス新設等
	28	—	—	—
	29	—	—	—
	30	—	—	—
令和	元	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	—	—	—
	5	—	—	—
	6	—	—	—

資料：農業経営支援課調べ

(7) 農業経営基盤強化資金の融資状況

年度	区分	件数	融資額 (千円)	融資内容
	27	3	318,717	栽培設備、畜舎建設等
	28	2	83,000	家畜の導入、土地購入、トイレ建築・改修等
	29	3	305,000	ハウス建築・運転資金
	30	5	971,400	畜舎等建築、事業用地取得、運転資金
令和	元	4	810,000	ハウス、養液栽培装置、畜舎等
	2	6	438,000	ハウス、畜舎、堆肥舎等
	3	5	1,799,200	ハウス、養液栽培装置、畜舎等
	4	5	168,900	トラクター、畜舎修繕、農地取得等
	5	—	—	—
	6	2	42,200	ビニールハウス、運転資金、初妊牛

資料：農業経営支援課調べ

### (8) 災害対策資金の融資状況

災 害 名	資金の種類	件数	融資額(千円)
平成3年台風18号通過後の長雨災害	経営安定	6	15,550
平成5年台風11号の冷夏災害	経営安定	1	2,000
平成6年高温少雨災害	経営安定	5	3,800
平成7年台風12号災害	施設復旧	1	5,000
平成8年竜巻・突風災害	施設復旧	1	3,500
平成26年大雪災害	施設復旧	1	2,560

資料：農業経営支援課調べ

### (9) 優良種苗等の供給実績

品 目	数 量 (令和4年度)	数 量 (令和5年度)	数 量 (令和6年度)
イチゴウイルスフリー苗	6,220 本	6,700 本	<b>6,420 本</b>
坊主不知ネギ	0 本 <sup>※</sup>	0 本 <sup>※</sup>	<b>1,180 本</b>
ワケネギウイルスフリー苗	460 本	470 本	<b>700 本</b>
ラッキョウウイルスフリー種球	12,710 球	11,930 球	<b>6,950 球</b>

資料：農業生産振興課調べ

※病害虫や天候不順に伴う生育不良により、配布を見送った。

## (10) 土地改良事業実施状況（水田）

実施年度	地区名	事業種別	事業主体	計画面積 (ha)	摘要
昭和35～37	武石	新農村建設総合対策事業	武石土地改良区	19.6	区画整理 (解散後水利組合)
昭和38	天戸	団体営ほ場整備事業	前田(天戸)土地改良事業共同施行	3.5	区画整理
昭和38	犢橋	小規模土地改良事業	米之内土地改良事業共同施行	4.4	区画整理
昭和40	長作	農業構造改善事業(一次)	長作土地改良区	35.0	区画整理
昭和41	犢橋	農業構造改善事業(一次)	犢橋土地改良区	32.0	区画整理
昭和41	畑	団体営ほ場整備事業	辰角保土地改良事業共同施行	4.6	区画整理
昭和41～42	横戸・内山 宇那谷	団体営ほ場整備事業	勝田川沿岸土地改良区	49.2	区画整理
昭和41～42	大和田	農業構造改善事業(一次)	大和田土地改良区	30.0	区画整理
昭和42	天戸	団体営ほ場整備事業	鎌ヶ谷土地改良事業共同施行	3.0	区画整理
昭和44	上横戸	団体営ほ場整備事業	上横戸土地改良事業共同施行	3.0	区画整理
昭和44～48	平川	団体営ほ場整備事業	平川土地改良区	27.9	区画整理
昭和49～54	谷当・旦谷	団体営ほ場整備事業	印旛沼土地改良区	41.0	区画整理・暗渠排水
昭和53～平成5	千葉市東部	県営ほ場整備事業	千葉県	320.0	区画整理・暗渠排水
昭和54～55	小深	小規模土地改良事業	小深土地改良事業共同施行	3.3	区画整理・暗渠排水 (解散後水利組合)
昭和54～55	宇那谷	土地改良総合整備事業 (小規模排水特別対策事業)	宇那谷根花土地改良事業共同施行	12.0	区画整理・暗渠排水 (解散後水利組合)
昭和55～56	幕張	小規模土地改良事業	実稲田土地改良事業共同施行	5.5	区画整理
昭和59～60	加曾利	土地改良総合整備事業	加曾利土地改良事業共同施行	4.0	区画整理・暗渠排水
昭和60～平成9	都川上流	県営ほ場整備事業	千葉県	100.1	区画整理・暗渠排水
昭和61～62	高田	小規模土地改良事業	万花台土地改良事業共同施行	4.3	区画整理・暗渠排水
昭和63～平成7	板倉・大椎	団体営土地改良総合整備事業	板倉大椎土地改良区	31.5	区画整理・暗渠排水
昭和63～平成8	平山	団体営土地改良総合整備事業	平山土地改良区	20.5	区画整理・暗渠排水 (解散後水利組合)
昭和63～平成11	椎名	県営ほ場整備事業 (緑農住区開発関連)	千葉県	79.8	区画整理・暗渠排水
平成4～8	生実	担い手育成ほ場整備事業	生実土地改良事業共同施行	12.6	区画整理・暗渠排水
平成13～19	小食土	県営ほ場整備事業 (担い手育成型)	千葉県	22.4	区画整理・暗渠排水
合計				869.2	

資料：農政課調べ（令和8年1月末日現在）

(11) 土地改良事業実施状況(畑)

実施年度	地区名	事業種別	事業主体	計画面積 (ha)	摘要
昭和37	神場	第1次農業構造改善事業	神場土地改良区	20.7	畑地かんがい
昭和37	水砂	第1次農業構造改善事業	水砂土地改良区	32.0	畑地かんがい
昭和37	向	第1次農業構造改善事業	向揚水組合	20.0	畑地かんがい
昭和39	富田	第1次農業構造改善事業	富田土地改良区	38.0	畑地かんがい 区画整理 (解散後水利組合)
合計				110.7	

資料：農政課調べ（令和8年1月末日現在）

(12) 農業集落排水事業実施状況

地区名	事業該当集落	事業期間 (年 度)	供用開始 年 度	接世帯 数	接人 続口
大和田	緑区上大和田町・下大和田町・土気町	昭和63～平成7	平成4	124	290
平川	緑区平川町	平成4～7	7	105	238
本郷	若葉区中野町	5～13	9	258	751
野呂	若葉区野呂町	6～14	10	338	1,197
中野・和泉	若葉区中野町・和泉町	7～14	14	143	312
中田・古泉	若葉区中田町・古泉町	7～14	14	222	612
谷当	若葉区下田町・谷当町・且谷町	8～15	16	106	257
富田	若葉区富田町	10～16	17	93	291
更科	若葉区小間子町・上泉町・下泉町 ・更科町・大井戸町	13～19	19	313	1,070
平山	緑区平山町・辺田町	14～18	17	141	366
合計				1,843	5,384

資料：下水道経理課調べ（令和7年2月末日現在）

### (13) 農業用水源対策事業の実績

年 度	補助対象団体 (団体)	井 戸 数 (本)	対象面積 (ha)	補助対象額 (千円)	補助金額 (千円)
平成 7	42	182	797.40	20,752	14,526
10	40	170	732.40	21,305	13,843
15	39	166	672.40	20,967	10,482
20	37	164	668.70	24,596	8,779
21	37	164	668.40	20,625	7,462
22	37	164	665.80	21,758	6,639
23	38	164	667.20	24,923	6,132
24	38	165	667.40	27,607	6,133
25	37	164	664.80	40,570	6,853
27	35	157	658.30	34,740	7,109
28	33	154	660.80	25,895	7,107
29	33	151	641.40	25,895	6,999
30	32	148	642.80	26,896	6,999
令和 元	31	147	637.00	26,626	6,999
2	30	146	634.26	19,667	6,999
3	29	141	614.66	22,073	6,999
4	29	138	612.32	33,160	6,999
5	29	138	618.30	25,924	6,999
<b>6</b>	<b>25</b>	<b>130</b>	<b>581.30</b>	<b>28,815</b>	<b>9,999</b>

資料：農政課調べ（令和8年1月末日現在）

### (14) 農業用道路の舗装状況

年度	区分	舗 装 工 事 (m)
昭和43 ~50		69,610
昭和51 ~55		61,876
56 ~60		44,629
61~平成 2		48,106
平成 3~ 7		33,303
8~12		13,393
13~17		11,201
18~22		6,739
23~27		3,178
28		243
29		150
30		320
令和 元		240
2		802
3		443
4		384
5		428
<b>6</b>		<b>737</b>
計		<b>295,782</b>

資料：農政課調べ（令和8年1月末日現在）

※市内農業用道路総延長 388,000m  
進捗率 76.2%

### (15) 農業用排水路の整備状況

年度	区分	柵 渠 等 工 事 (m)
昭和43~50		39,517
昭和51 ~55		11,712
56 ~60		9,518
61~平成 2		9,276
平成 3~ 7		10,586
8~12		2,339
13~17		1,333
23~22		233
18~23		0
24		24
25		35
26		0
27		0
28		0
29		0
30		0
令和 元		110
2		140
3		61
4		48
5		0
<b>6</b>		<b>36</b>
計		<b>84,968</b>

資料：農政課調べ（令和8年1月末日現在）

※市内農業用排水路総延長 146,500m  
進捗率 58.0%

## 2 政令指定都市 農林関係基礎指標

### (1) 農家

指標(単位)	総世帯数(世帯) (令和2年10月 現在)	総農家数(戸)	販売農家数 (戸)	総人口(人) (令和2年10月 現在)
都市名				
札幌市	966,009	627	347	1,975,065
仙台市	523,620	2,521	1,584	1,097,196
さいたま市	580,658	2,998	1,588	1,324,591
<b>千葉市</b>	<b>447,982</b>	<b>1,687</b>	<b>862</b>	<b>974,951</b>
横浜市	1,753,389	3,056	1,770	3,778,318
川崎市	746,866	1,049	517	1,539,081
相模原市	332,069	2,033	410	725,302
新潟市	331,076	9,675	6,813	789,715
静岡市	296,778	5,690	2,725	693,759
浜松市	319,900	10,042	4,889	791,155
名古屋市	1,117,930	1,936	477	2,333,406
京都市	727,566	2,800	1,454	1,464,890
大阪市	1,465,136	342	94	2,754,742
堺市	366,110	2,162	642	826,447
神戸市	734,314	4,052	2,894	1,527,022
岡山市	325,945	8,498	5,557	725,108
広島市	553,993	5,189	1,279	1,201,281
北九州市	435,350	2,023	1,050	939,622
福岡市	827,083	1,797	1,005	1,613,361
熊本市	326,737	5,219	3,963	738,744

出典：①総世帯数・総人口：『令和2年国勢調査』（総務省統計局）  
 ②総農家数・販売農家数：『2020年農林業センサス』（農林水産省）

## (2) 農地

指標(単位)	市域面積 (km <sup>2</sup> )	耕地面積 (ha)	経営耕地 面積 (総農家) (ha)	遊休農地 (ha)	利用権 設定面積 (ha)	農業振興 地域面積 (ha)	農用地 区域面積 (ha)	生産緑地 面積 (ha)
都市名								
札幌市	1,121.3	2,490	1,288	59.0	494.0	15,627.0	937.0	0.0
仙台市	786.4	5,810	3,529	72.0	54.0	10,776.7	4,341.6	0.0
さいたま市	217.4	3,120	2,134	67.1	56.7	8,100.0	2,461.0	267.0
<b>千葉市</b>	<b>271.8</b>	<b>3,540</b>	<b>1,446</b>	<b>620.0</b>	<b>428.0</b>	<b>13,637.0</b>	<b>2,079.0</b>	<b>75.2</b>
横浜市	438.0	2,570	1,675	6.0	172.4	4,564.7	991.7	251.0
川崎市	144.4	479	376	1.5	13.2	283.8	90.9	244.0
相模原市	328.9	1,410	593	96.3	156.0	6,826.9	778.1	106.0
新潟市	726.2	32,700	25,653	91.1	14.5	57,791.0	30,603.0	0.0
静岡市	1,411.9	3,940	2,771	214.0	489.7	81,026.0	5,869.0	199.6
浜松市	1,558.1	11,500	6,782	918.0	1,867.0	7,747.0	12,086.0	16.2
名古屋市	326.5	953	558	3.0	216.0	896.0	421.0	184.0
京都市	827.8	2,320	1,663	6.3	193.0	4,350.0	1,004.0	475.0
大阪市	225.3	78	94	0.0	0.0	0.0	0.0	62.0
堺市	149.8	1,060	677	9.3	9.8	2,007.0	260.0	131.8
神戸市	557.0	4,320	3,163	64.0	187.0	10,334.9	4,710.9	99.0
岡山市	790.0	13,000	8,601	245.0	4,506.0	60,137.0	14,066.0	0.0
広島市	906.7	2,400	1,453	999.0	293.0	31,049.0	1,728.0	10.2
北九州市	492.5	2,080	1,504	12.0	378.0	5,956.0	1,447.0	0.0
福岡市	343.5	1,700	1,367	321.0	407.2	5,560.2	1,633.7	2.7
熊本市	390.3	10,700	7,455	115.0	382.0	25,483.0	9,619.8	0.0

出典：①市域面積：『令和5年大都市比較統計年表』（大都市統計協議会）  
 ②耕地面積：『令和6年作物統計調査』（農林水産省）  
 ③経営耕地面積（総農家）：『2020年農林業センサス』（農林水産省）  
 ④遊休地面積：各指定都市調べ  
 ⑤利用権設定面積：各指定都市調べ  
 ⑥農業振興地域面積：各指定都市調べ  
 ⑦農用地区域面積：各指定都市調べ  
 ⑧生産緑地面積：各指定都市調べ

### (3) 森林・農業振興

指標(単位)	林業経営体数 (経営体)	所有山林面積及び貸付山林 (ha)	認定農業者数(人)	新規就農者数(人)	家族経営協定締結数(協定)	農地所有適格化法人(社または法人)	朝市・直売所数(箇所)
都市名							
札幌市	27	25,474	65	8	10	46	21
仙台市	23	7,363	228	7	20	59	4
さいたま市	3	23	313	21	30	11	15
<b>千葉市</b>	<b>22</b>	<b>409</b>	<b>158</b>	<b>20</b>	<b>40</b>	<b>65</b>	<b>6</b>
横浜市	12	18,326	262	151	-	17	-
川崎市	4	253	57	6	28	3	184
相模原市	20	793	143	172	6	24	4
新潟市	10	58	3,221	85	357	176	124
静岡市	157	21,573	599	26	83	32	61
浜松市	256	11,710	1,042	53	309	85	123
名古屋市	10	5,639	48	5	28	4	39
京都市	180	9,983	288	28	24	31	113
大阪市	9	15,078	6	0	1	0	6
堺市	4	159	115	8	0	3	37
神戸市	12	1,426	251	37	33	24	57
岡山市	38	5,202	595	31	193	104	30
広島市	77	10,702	117	15	53	15	53
北九州市	33	904	54	3	63	8	26
福岡市	38	5,955	213	29	86	8	19
熊本市	10	7,834	1,499	50	310	82	18

出典：①林業経営体数・所有山林及び貸付山林面積：『2020年農林業センサス』（農林水産省）

②認定農業者数：各指定都市調べ

③新規就農者数：各指定都市調べ

④家族経営協定締結数：各指定都市調べ

⑤農地所有適格化法人：各指定都市調べ

⑥朝市、直売所数：各指定都市調べ

(4) 農業産出額

指標	合計産出額 (千万円)	米 産出額 (千万円)	野菜 産出額 (千万円)	果実 産出額 (千万円)	花き 産出額 (千万円)	畜産 産出額 (千万円)
都市名						
札幌市	668	2	225	20	22	390
仙台市	653	274	274	5	13	61
さいたま市	997	138	713	13	53	16
<b>千葉市</b>	<b>904</b>	<b>71</b>	<b>455</b>	<b>13</b>	<b>x</b>	<b>214</b>
横浜市	1,218	12	722	129	133	152
川崎市	392	1	132	68	111	56
相模原市	336	8	128	12	x	167
新潟市	5,176	2,781	1,491	367	157	273
静岡市	1,679	36	671	463	195	89
浜松市	5,456	234	1,314	1,797	688	1,114
名古屋市	242	44	132	27	x	20
京都市	973	130	760	47	x	7
大阪市	55	3	44	0	3	4
堺市	331	57	131	19	2	111
神戸市	1,418	280	540	126	65	381
岡山市	2,537	888	551	562	31	418
広島市	688	84	427	18	x	141
北九州市	490	108	305	16	21	33
福岡市	627	74	306	21	x	89
熊本市	5,057	456	2,692	930	x	727

出典：『令和5年市町村別農業産出額（推計）』（農林水産省）

### 3 観光農園一覧

	施設名	住 所	電 話	品 目
1	タンジョウ農場	花見川区大日町1399-1	043-239-7166	ブルーベリー
2	みはる野いちご園	花見川区宇那谷町227-1	043-250-1592	イチゴ
3	こてはしいちご園	花見川区積橋町748	090-3234-4115	イチゴ
4	浅野フルーツ園	若葉区中野町12	043-228-1840	ブルーベリー
5	猪野ナーセリー	若葉区富田町542	090-2635-7552	ブルーベリー
6	高根ぶどう園	若葉区高根町1009付近	090-3408-2100	ブドウ、ナシ
7	千葉中央観光農園	若葉区小倉町471	043-231-2554	ナシ、ブドウ サツマイモ、クリ
8	ちはる農園	若葉区中田町1306-2	090-3436-2941	イチゴ
9	ドラゴンファーム	若葉区小倉町1458-3	043-235-3788	ブルーベリー
		若葉区小倉町1354		イチゴ
10	B.ベリーファーム泉の丘	若葉区上泉町644	090-8454-9579	ブルーベリー
11	吉田農園	若葉区下田町772	043-239-0436	リンゴ
12	Y's Agri	若葉区御殿町699-12	070-8431-7983	イチゴ
13	「わたしの田舎」 谷当工房	若葉区谷当町70	043-239-0645	タケノコ
14	さんたファーム	若葉区御殿町1-91	050-3628-1515	イチゴ
15	シャンデフリーズナチュラル	若葉区中田町2469-2	090-3736-1583	イチゴ
16	かみなり農園	若葉区五十土町23-2	070-8987-2314	ブルーベリー
17	フルーツランドとけ エアト・ベーレ	緑区大高町26-34	043-294-0757	イチゴ
18	ガイヤファーム	緑区平山町1048	080-3096-3944	イチゴ
19	フルーツランドとけ 田中ぶどう園	緑区大高町26-27	043-294-2338	ブドウ
20	フルーツランドとけ とけのいちご中村農園	緑区上大和田町273	043-294-7905	イチゴ
21	フルーツランドとけ ひだまり農園	緑区大高町41-6	090-4071-1188	イチゴ
22	みつばちファーム	緑区平川町1294	090-3086-0330	イチゴ
23	ほかりブルーベリー園	緑区平川町2139	070-3516-3939	ブルーベリー
24	シャインベリー	緑区平川町1621	080-3305-1583	イチゴ
25	オブラディストロベリーファーム	緑区大木戸町299-1	080-7730-2543	イチゴ
26	ふあいんファーム	緑区大膳野町4-126	080-9387-6470	イチゴ、ブルーベリー、サツ マイモ
27	レンタルハウスいちご園 花沢いちご園	若葉区中野町1123	043-228-1264	イチゴ
28	レンタルハウスいちご園 小川いちご園	緑区平山町1042-21	043-291-1456	イチゴ
29	レンタルハウスいちご園 みつばちファーム	緑区平川町1294	090-3086-0330	イチゴ
30	FUN DAY FARM	若葉区下田町1370	080-4713-5572	イチゴ

資料：農政課調べ

## 4 市民農園一覧

### ○任意団体・個人が設置主体のもの

	施設名	所在地	総面積 (㎡)	区画数
1	宮崎	中央区宮崎町	900	68
2	みやこ	中央区都町	2,390	128
3	おゆみ	中央区生実町	500	26
4	花見川	花見川区天戸町	3,000	176
5	花見川ふれあい	花見川区天戸町	1,938	110
6	花見川そよかぜ	花見川区天戸町	1,782	90
7	花見川新和	花見川区天戸町	845	62
8	花見川ながさく	花見川区長作町	2,049	119
9	幕張	花見川区幕張町	1,200	78
10	長作たけのこ山	花見川区長作町	1,271	29
11	シェア畑千葉検見川	花見川区検見川町	1,547	104
12	花見川区門原	花見川区長作町	1,300	54
13	三角町	花見川区三角町	1,000	53
14	園生第2	稲毛区園生町	1,000	37
15	園生みどり	稲毛区園生町	1,122	66
16	シェア畑Plus稲毛	稲毛区小中台町	3,097	87
17	いなげ農園ぼたじえ	稲毛区稲毛町	1,003	42
18	小倉	若葉区小倉町	850	31
19	小倉第2	若葉区小倉町	800	28
20	下田にここにこ	若葉区下田町	1,400	65
21	高品第2	若葉区高品町	2,050	108
22	高品第3	若葉区高品町	1,155	62
23	高品なかよし	若葉区高品町	500	33
24	多部田	若葉区多部田町	1,544	89
25	東寺山	若葉区東寺山町	1,200	74
26	鎌池	若葉区若松町	962	56
27	わかまつ	若葉区若松町	700	32
28	若葉ひなた	若葉区大草町	1,200	45
29	あすみガーデン	緑区大権町	20,577	400
30	平山	緑区平山町	4,250	186
合 計			63,132	2,538

資料：農政課調べ

### ○市が設置主体のもの

	施設名	所在地	総面積 (㎡)	区画数
1	中田やつ耕園	若葉区中田町	10,145	398

資料：農政課調べ

## 5 千葉市つくたべ推進店登録店舗一覧

		店名	住所	電話
1	飲食店	アマンダンセイル	中央区中央港1-28-2	043-203-3339
2	飲食店	オークラ千葉ホテル	中央区中央港1-13-3	043-248-1423
3	飲食店	dining&bar Lantern	中央区新田町11-12 松長ビル1階	043-238-8815
4	飲食店	EST! PROSSIMO	中央区新町22-3	043-248-7010
5	飲食店	蕎麦処 こだか	中央区新町21-1 ベラジオⅡ 1階	043-441-5110
6	飲食店	カフェコムサ 千葉そごう店	中央区新町1000番地 そごう千葉店3階	043-301-7040
7	飲食店	麺屋 ことぶき	中央区富士見2-1-2マインズ千葉B館 B1F	043-304-5511
8	飲食店	鉄板焼きグリル美彩や	中央区中央3-4-10銀座ビル地下1階	043-202-3900
9	飲食店	JFEみやざき倶楽部	中央区宮崎1-15	043-268-6800
10	飲食店	家系ラーメン王道いしい	中央区村田町893 - 116	043 - 312 - 3704
11	飲食店	炭火焼 ことぶき	中央区富士見2-1-2マインズ千葉B館 B1F	050-5484-9978
12	飲食店	オーシャンテーブル	中央区中央港1-28-6 1階	043-203-3501
13	飲食店	今日和 千葉本店	富士見1-12-17 ネクスサイト千葉ビル1階	043-306-5536
14	飲食店	さんが郷土料理 こっから	中央区新千葉1-7-3 CSB新千葉ビル102	043-302-5511
15	飲食店	タンジョウファームキッチン	花見川区大日町1399-2	043-239-7166
16	飲食店	自然食じねん	稲毛区轟町1-7-25 ラフォンテ1階	043-306-2181
17	飲食店	いなびや 千葉稲毛ビール醸造所	稲毛区稲毛東3-6-13-1A	043-301-2336
18	飲食店	おうち	稲毛区小仲台2-13-6	非公開
19	飲食店	わたしの田舎 谷当工房	若葉区谷当町70	043-239-0645
20	飲食店	野-inacaya-	若葉区野呂町1583-187	0120-42-8422
21	飲食店	昭和の森フォレストビレッジ	緑区小食土町955	043-294-1850
22	飲食店	Raver's Cafe	緑区平山町1933	043-266-3379
23	飲食店	small planet CAMP&GRILL	美浜区高浜7-2	080-3541-7187
24	飲食店	千葉つくたべキッチン	美浜区美浜1 (ZOZOマリンスタジアム内)	非公開
25	飲食店	今日和 幕張ベイタウン店	美浜区打瀬2-14 パティオス11番街5番	043-211-5055
26	飲食店	THE SURF OCEAN TERRACE RESTAURANT	美浜区磯辺2-8-3 (稲毛海浜公園内)	043-279-4155
27	飲食店	ホテルニューオータニ幕張	美浜区ひび野2-120-3	043-297-7777
28	小売店	長塚青果そごう千葉店	中央区新町1000 そごう千葉店地下1階	043-245-3492
29	小売店	フルーツすぎうら	中央区本町2-4-11	043-222-1220
30	小売店	COCO*Bread	中央区赤井町757-64	090-5821-7732
31	小売店	イオンスタイル千葉みなと	中央区問屋町2-29	043-204-6020
32	小売店	ヨークフーズ都町店	中央区都町2-6-25	043-235-3222

	種別	店名	住所	電話
33	小売店	マックスバリュエクスプレス幕張店	花見川区幕張町5-417-15	043-275-7676
34	小売店	コープ花見川店	花見川区作新台6-9-1	043-257-9613
35	小売店	イトーヨーカ堂 幕張店	幕張町4-417-25	043-212-5511
36	小売店	マックスバリュ稲毛長沼店	稲毛区長沼町112-2	043-215-2550
37	小売店	イオン稲毛店	稲毛区小仲台1-4-20	043-251-3211
38	小売店	マロンド稲毛店	稲毛区稲毛東3-15-9 大野ビル1F	043-241-5105
39	小売店	マックスバリュおゆみ野店	緑区おゆみ野南5-37-1	043-300-5155
40	小売店	イオンスタイル鎌取	緑区おゆみ野3-16-1	043-226-9211
41	小売店	コープ東寺山店	若葉区東寺山442-1	043-284-0011
42	小売店	イオンスタイル検見川浜	美浜区真砂4-2-6	043-270-5600
43	小売店	イオンスタイル幕張新都心	美浜区豊砂1-1	043-351-8100
44	小売店	イオンマリンピア店	美浜区高洲3-13-1	043-277-6111
45	小売店	イオンスタイル幕張ベイパーク	美浜区若葉3-2-16	043-274-1100
46	小売店	イオン海浜幕張	美浜区ひび野1-3	043-350-5511
47	小売店	Green Beans (ネットスーパー)	美浜区中瀬1-6エム・ベイポイント幕張7階	043-239-6601
48	食品製造販売	フルーツブーケ専門店Plaisir(プレジール)	中央区春日2-10-8 ラペール春日2階	043-306-1950
49	食品製造販売	シマダエッグ (ココキみまろ)	若葉区加曽利町1800-40	043-235-1603
50	食品製造販売	御菓子司 麻布 菊園	若葉区若松町360-24	043-231-6866
51	食品製造販売	おからスイーツ専門Mac o	非公開	043-285-0108
52	食品製造販売	アラペサ	若葉区谷当町1080-1 販売所：若葉区小倉町87 (しよいかーご千葉店内)	080-4879-3100
53	食品製造販売	マルハチ 本社 直売所	緑区誉田町2-11	043-291-0069
54	食品製造販売	千代田漬物株式会社	美浜区高浜2-2-1	043-248-3336
55	農産物直売所	株式会社高梨農園	若葉区大宮町2104	043-228-2488
56	農産物直売所	JA千葉みらい 農産物直売所 しよいかーご千葉店	若葉区小倉町871	043-231-1831
57	農産物直売所	千葉市園芸協会直売所	若葉区古泉町537 (千葉市農政センター内)	043-228-5764
58	農産物直売所	しもだ農産物直売所	若葉区下田町971 (下田農業ふれあい館内)	043-237-8011
59	農産物直売所	富田町管理運営組合直売所	若葉区富田町711-1 (富田さとにわ耕園内)	043-226-0022
60	農産物直売所	おなりみるく工房	若葉区富田町1033-1	043-228-5221
61	食品卸売事業者	ファームサポート千葉合同会社	緑区土気町1396-2	080-6682-7760
62	食品卸売事業者	株式会社ファーム・サポート	美浜区高浜2-2-1 (千葉市地方卸売市場内)	043-248-3666
63	食品卸売事業者	布施青果店	美浜区高浜2-2-1 (千葉市地方卸売市場内)	043-243-5550
64	流通	やさいバス株式会社	静岡県牧之原市布引原1076-2	0548-27-1035

資料：農政課調べ (令和8年1月末日現在)

## 6 農業関係組織・機関一覧

名 称 メールアドレス	住 所	電話番号	FAX
農 政 課 nosei.EAA@city.chiba.lg.jp	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号	043-245-5757	043-245-5884
農地活用推進課(農業委員会事務局) nochikatsuyo.EAA@city.chiba.lg.jp		043-245-5766	043-245-5884
農政センター農業経営支援課 keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp	〒265-0053 千葉市若葉区野呂町714番地3	043-228-6271	043-228-3317
農政センター農業生産振興課 seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp		043-228-6278	

名称		住所	電話番号	FAX
千葉 みらい 農業 協同 組合	本店	〒260-0026 千葉市中央区千葉港5-25	043-203-0141	043-203-0155
	犢橋支店	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町184	043-259-2050	043-259-0881
	幕張支店	〒262-0031 千葉市花見川区武石町1-136	043-273-7614	043-273-7610
	みどり野支店	〒266-0022 千葉市緑区富岡町318-1	043-292-0518	043-292-0519
	誉田支店	〒266-0005 千葉市緑区誉田町2-24	043-291-0131	043-291-1791
	更科支店	〒265-0073 千葉市若葉区更科町2092	043-239-0035	043-239-0248
	白井支店	〒265-0053 千葉市若葉区野呂町230	043-228-0202	043-228-1447
	中央支店	〒264-0024 千葉市若葉区高品町74-4	043-232-0821	043-232-0814
	千城支店	〒264-0016 千葉市若葉区大宮町3095	043-268-5556	043-268-5557
	土気支店	〒267-0061 千葉市緑区土気町1515-5	043-294-1191	043-294-1195
	習志野支店	〒275-0016 習志野市津田沼5-13-3	047-454-0191	047-454-0995
	佐倉中央支店	〒285-0812 佐倉市六崎331-1	043-486-3331	043-486-3330
	佐倉西支店	〒285-0837 佐倉市王子台4-29-1	043-487-3007	043-487-3085
	八街支店	〒289-1115 八街市八街ほ235	043-443-1811	043-443-2637
	四街道支店	〒284-0013 四街道市内黒田356-3	043-422-2200	043-422-3681
	しよいか〜ご 千葉店	〒264-0007 千葉市若葉区小倉町871	043-231-1831	
しよいか〜ご 習志野店	〒275-0003 習志野市実籾本郷34-1	047-472-1831		

名称		住所	電話番号	FAX
千葉みらい農業協同組合	株式会社 農協開発	〒264-0024 千葉市若葉区高品町74-4	043-235-3232	
	千葉西部 営農センター	〒262-0031 千葉市花見川区武石町1-136	043-306-2280	
	千葉東部 営農センター	〒265-0073 千葉市若葉区更科町2092	043-235-7850	
	千葉南部 営農センター	〒267-0061 千葉市緑区土気町1515-5	043-294-5685	
	習志野 営農センター	〒275-0016 習志野市津田沼5-14-22	047-452-1920	
	佐倉四街道 営農センター	〒285-0818 佐倉市寺崎761	043-485-6115	
	八街 営農センター	〒289-1113 八街市八街へ199-1601	043-444-5861	
	八街 購買店舗	〒289-1115 八街市八街ほ235	043-443-0249	
	四街道 購買店舗	〒284-0013 四街道市内黒田356-3	043-422-1678	
	農機センター	〒285-0812 佐倉市六崎331-1	043-485-5386	
	のうきょうハウ ジングギャラリー	〒285-0812 佐倉市六崎331-1	043-486-2181	043-485-5387
千葉県農業共 済組合	本所	〒260-0031 千葉市中央区新千葉3-2-6 農業会館内	043-245-7449	
	けいよう支所	〒290-0207 市原市海土有木236番地	0436-36-1161	0436-36-1163
千葉県酪農 農業協同組合連合会		〒265-0041 千葉市若葉区富田町1033-1 千葉県酪農農業組合2階	043-312-8512	043-228-8338
千葉市森林組合		〒265-0042 千葉市若葉区古泉町557 千葉市農政センター内	043-228-5950	043-228-5970
一般社団法人 千葉市園芸協会		〒265-0042 千葉市若葉区古泉町537 千葉市農政センター内	043-228-7111	043-228-5779
千葉市畜産協会		〒265-0053 千葉市若葉区野呂町714-3 千葉市農政センター内	043-228-6282	043-228-3317

## 7 用語解説

### あ行

ウイルスフリー苗	病気がない野菜や花の苗。バイオテクノロジーを活用して優秀な植物を大量に生産する
----------	---

### か行

花き	観賞用に栽培する草花のこと
観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を鑑賞させて料金を得ている事業
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
経営耕地	農家が経営している耕地（田、畑、樹園地）をいい、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目面積
けい畔 <sup>はん</sup>	水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のこと
兼業農家	世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家
耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を栽培せず、数年の間に再び栽培する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。（2020年調査から廃止）（統計上の用語）
耕地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む
荒廃農地	「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」とされ、現地調査により把握したもの。（調査上の用語）

### さ行

作付面積	非永年性作物をは種または植え付けし、発芽または定着した作物の利用面積
里山	集落近くにある、生活に結びついた山
自営農業	自家農業に農作業請負を加えたもの
自給的農家	経営耕地面積 30a 未満の農家でかつ農産物販売金額 50 万円未満の農家
市民農園	市民が小面積に区画された農地を利用し、レクリエーションとして自家用野菜等を栽培して楽しむ農園
新規就農	新たに農業に従事すること
生産緑地	市街化区域において、生産緑地法に基づき、良好な生活環境の確保等に効果があると認められる農地等を計画的に保全する地区

専業農家	世帯員中に兼業従事者（30日以上雇用兼業に従事した者又は販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
------	---

## た行

地域森林計画	森林法により、県知事が伐採や造林、間伐などを定める計画
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯
土地改良	農業生産性の向上を目的として、灌漑排水や農畜の区画整理、客土等による既耕地の改良、開拓など、土地と水にかかわる生産条件を整備すること

## な行

認定農業者	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業者自ら作成した「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を市町村が認定した農業者
農家	経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が年間15万円以上あった世帯。
農家人口	住居と生計を共にしている農家の世帯員数 （ただし、出稼ぎに出ている人は農家人口に含めるが、通学就職のため他に独立して住んでいる者は除く）
農業就業人口	「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業双方に従事したが、そのうち農業の従事日数の方が多い世帯員」
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者
農業集落排水	農業集落の形態に適した污水排水
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るべき地域として指定された地域
農地利用権	農地を借り入れて耕作する権利
農用地区域	農業振興地域内において、将来にわたって農業のために利用していくべき土地として市町村が設定する区域。農地以外での土地利用が厳しく制限される

## は行

販売農家	経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家
本 地	直接農作物の栽培を目的とする土地でけい畔を除いた耕地

## や行

養液栽培	土壌を用いず、栄養分を溶かした水で植物を栽培する方法
------	----------------------------

## ら行

例外規定農家	10a未満で農業生産物の総販売額が15万円以上あった世帯
--------	------------------------------



千葉市農業概要【令和7（2025）年度版】

令和8年3月発行

編集・発行 千葉市経済農政局農政部

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話 043（245）5757